

内閣府食品安全委員会事務局
平成19年度食品安全確保総合調査報告書

マスメディア報道の分析に基づく 情報発信の手法に関する調査 調査報告書

平成20年3月

 株式会社 三菱総合研究所

目次

I.	調査の概要.....	1
1.	調査の目的.....	1
2.	調査内容.....	1
3.	調査項目.....	1
3.1	資料作成時のポイントの整理.....	1
3.2	模擬資料の作成・検証.....	1
3.2.1	模擬資料のテーマ.....	2
3.2.2	模擬資料の作成.....	2
3.2.3	模擬資料についての検証.....	2
3.3	取りまとめ.....	3
II.	調査結果.....	4
1.	資料作成時のポイントの整理.....	4
1.1	BSE国内.....	4
1.2	BSE輸入.....	6
2.	模擬資料の作成・分析.....	9
2.1	模擬資料の作成.....	9
2.1.1	一方向の情報発信の際に提供する資料.....	9
2.1.2	双方向性を確保する際の提供資料.....	23
2.1.3	質疑応答を念頭に置いた資料.....	41
2.2	模擬資料の検証.....	46
2.2.1	ヒアリング.....	46
2.2.2	グループインタビュー.....	50
2.3	検証結果の模擬資料への反映.....	53
2.3.1	一方向の情報発信の際に提供する資料.....	53
2.3.2	双方向性を確保する際の提供資料.....	56
2.3.3	質疑応答を念頭に置いた資料.....	67
3.	資料作成・検証ガイド.....	68
3.1	一方向の情報発信の際に提供する資料.....	68
3.2	双方向性を確保する際の提供資料.....	73
3.3	質疑応答を念頭に置いた資料.....	78
III.	まとめ及び今後の課題.....	82

I. 調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、食品の安全性に関する情報（以下「情報」という）をマスメディアを含む国民に正確かつ分かりやすく効果的に提供するため、情報発信に用いる資料作成上の留意点を整理・分析し手法を取りまとめることを目的とした。

2. 調査内容

本調査では、「食品の安全性に係るリスクコミュニケーション等に関する調査」（平成18年度食品安全確保総合調査）の調査結果報告書（報告書中「VIマスメディア報道とその影響分析に係る調査」）を基に、マスメディアを含む国民に正確かつ分かりやすく、効果的に情報を提供することを主眼とする資料の作成に当たっての留意点を整理・分析するとともに、模擬資料を作成し、適切な作成方法の取りまとめを行った。

3. 調査項目

3.1 資料作成時のポイントの整理

次に示す①、②、③の資料について、作成する際の留意点（分かりやすい表現例等）を整理した。なお、留意点を整理する際には、①、②、③の利用目的ごとに実際に用いられた資料を分析するなど、①、②、③の利用目的に応じた資料作成の留意点が明確に分類・把握できるようにステークホルダー分析を行い、取りまとめた。

- ①一方向の情報発信の際に提供する資料（マスメディア関係者に配布する資料等）
- ②双方向性を確保する際の提供資料（一般国民を対象とした意見交換会等において説明する際の資料等(スライドを含む)
- ③質疑応答を念頭に置いた資料（記者会見時に配付する資料等）

3.2 模擬資料の作成・検証

3.1の分析結果を基に、模擬資料を作成するとともに、作成した資料の分かりやすさを検証した。

3.2.1 模擬資料のテーマ

平成18年度調査結果報告書中「VIマスメディア報道とその影響分析に係る調査」において対象としたテーマから、次の2件のテーマを選定した。

- ・ 我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価の結果の通知について(平成17年5月6日プレスリリース食品安全委員会事務局)（以下、「BSE 国内」という）
- ・ 米国及びカナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価の結果の通知について(平成17年12月8日プレスリリース食品安全委員会事務局)（以下、「BSE 輸入」という）

3.2.2 模擬資料の作成

3.2.1 で選定したテーマについて、各々3.1 の①、②、③の模擬資料を作成した。なお、模擬資料の作成に当たっては、次の点に注意した。

(1) メディア関係者に配布する資料 (①、③の模擬資料)

- ・ 見出しはステークホルダーの関心に合わせた言葉で端的に作成する。
- ・ サブタイトルは記事の見出しを意識して作成する。
- ・ プレスリリースの背景を簡単に説明する。
- ・ 結論は簡単に1枚目にまとめ、他は添付資料とする。

(2) 意見交換会等において説明する資料 (②の模擬資料)

- ・ 座標軸を使った図を使用する場合は座標軸はシンプルにする。
- ・ 似た概念、言葉などは1枚のスライド内で使わずに分けて整理する。

3.2.3 模擬資料についての検証

3.2.2 で作成した模擬資料について、資料の分かりやすさ、伝わりやすさについて読み手側の理解度を検証した。なお、理解度の検証に当たっては、3.1 の①、②、③の対象ごとに、専門的な知識がない者の理解度を把握するため、以下の対象者・手法で調査を行った。また、検証の結果、改善点が判明した場合には、資料作成時のポイントの整理及び模擬資料に適宜反映させ、模擬資料の改善を図った。

表 I-1 模擬資料検証の対象者・手法

資料	当調査の対象	調査手法
① 一方向の情報発信の際に 提供する資料 ③ 質疑応答を念頭に置いた 資料	経済部/社会部等所属記者 (食品関連の専門知識を 持たないことを前提)	ヒアリング
② 双方向性を確保する際の 提供する資料	一般国民	グループインタビュー

3.3 取りまとめ

3.2 により作成した資料及び検証結果を基に適切な資料作成時の留意点（分かりやすい表現例等）を明確に示し、資料作成時のポイントを整理し、このポイントを資料作成時のチェックリスト一覧の形で取りまとめた。

II. 調査結果

1. 資料作成時のポイントの整理

I.3.1 で示した①、②、③の模擬資料作成に当たり、ステークホルダー分析を行って、資料作成時のポイントを整理した。

具体的には、まず、テーマに係るステークホルダーを抽出し、次に、各々のステークホルダーについて発表を行う時点までの行動、理解や心情を新聞記事等をもとに分析した。さらに、その分析結果を考慮して、資料作成上に留意すべき点を取りまとめた。なお、模擬資料を作成するテーマは、I.3.2.1 に示したとおり、過去に既に発表済みの内容であり、現在のステークホルダーの状況とは異なっているため、平成 18 年度報告書に取りまとめられた報道分析を参考にし、その他、当時の状況について可能な範囲で、一部想定等も含めて行った。

1.1 BSE 国内

BSE 国内に関するステークホルダー分析の結果を以下に示す。

表 II-1 BSE 国内に関するステークホルダー分析

ステークホルダー	行動、理解、心情等	資料作成上の留意点
一般国民	過半数以上が全頭検査緩和には反対。科学的な解明がなされておらず、時期尚早だととらえている。	検討の経緯を提示し、十分な議論がなされたこと、およびリスクはほとんど変わらないことをわかりやすく説明する。
消費者団体	輸入再開に向けての決定であり、消費者の意向を無視している、との発言。(消費者団体)	検討経緯(なぜ、このタイミングで全頭検査見直しが行われているのか)、検討内容をわかりやすく説明する。
マスコミ各社	全頭検査の見直しは米国産牛肉輸入再開に向けた布石であるとの見解。(各社)	検討経緯(なぜ、このタイミングで全頭検査見直しが行われているのか)、検討内容をわかりやすく説明する。
外食事業者	全頭検査見直しを歓迎する姿勢を示している。政府は全頭検査を緩和しても安全性が確保できることを積極的に示して欲しい、との意見を出している。(業界団体)	検討の経緯を提示し、十分な議論がなされたこと、およびリスクはほとんど変わらないことをわかりやすく説明する。

ステークホルダー	行動、理解、心情等	資料作成上の留意点
流通事業者	新たな不安の高まりと牛肉離れを恐れている。	検討の経緯を提示し、十分な議論がなされたこと、およびリスクはほとんど変わらないことをわかりやすく説明する。
国内生産者	牛肉への生産者情報の提示、スーパー等におけるトレーサビリティシステムへの協力等を通じて、積極的に国産牛の安全性を消費者に訴えている。	検討の経緯を提示し、十分な議論がなされたこと、およびリスクはほとんど変わらないことをわかりやすく説明する。 HP 等により提供されている情報を確認した上で資料を作成する。
オーストラリアの食肉輸出団体	新たな不安の高まりと牛肉離れを恐れている。	検討の経緯を提示し、十分な議論がなされたこと、およびリスクはほとんど変わらないことをわかりやすく説明する。 HP 等により提供されている情報を確認した上で資料を作成する。
USMEF（米国食肉輸出連合会）	新たな不安の高まりと牛肉離れを恐れている。	検討の経緯を提示し、十分な議論がなされたこと、およびリスクはほとんど変わらないことをわかりやすく説明する。 HP 等により提供されている情報を確認した上で資料を作成する。
地方自治体	消費者や畜産現場の混乱を避けるために、全頭検査を自主的に継続せざるを得ない。	特になし

1.2 BSE 輸入

BSE 輸入に関するステークホルダー分析の結果を以下に示す。

表 II-2 BSE 輸入に関するステークホルダー分析

ステークホルダー	行動、理解、心情等	資料作成上の留意点
一般国民（意見交換会出席者）	輸入条件が遵守されるのか不安や疑問に思っている。	リスク管理機関に対して、輸出プログラムの遵守状況について、国民への報告を求めていることを強調する。
一般国民	米国産牛肉への不安が根強く、特に女性の購入敬遠の空気が強い。	新たに無用な不安を抱かれることのないよう、わかりやすい資料を作成する。
消費者団体	輸入再開には反対の立場。消費者が選択できるように加工食品の情報開示、原産地表示の充実を求める。	検討経緯の提示と科学的な検討が行われたことを示す。
各自治体教育委員会	保護者の意見が尊重される学校給食では米国産牛肉の使用は慎重。	特になし
マスコミ各社	SRM 除去の徹底等の視点から米国産牛肉の安全性について懐疑的な立場で記事を展開。	輸出プログラムの遵守状況について、検証・報告を求めていることを強調する。
	対米配慮の政治的決着であり、政府は消費者の不安を解消できていない、との記事を掲載。	検討経緯の提示と科学的な検討が行われたことを示す。
	科学的根拠が不十分との認識。	輸出プログラムが遵守されれば国内産牛肉とリスクが変わらないことを科学的根拠に基づいて説明する。
	食安委は危険とは言っていないが、安全とも言っていないことを忘れるべきではない、との記事を掲載。	輸出プログラムが遵守されれば国内産牛肉とリスクが変わらないことを科学的根拠に基づいて説明する。
	安全が確保できなかった場合の責任の所在が不明。消費者の安全が軽視されているのではないかとの見解を提示。	リスク管理機関に対して、輸出プログラムの遵守状況について、国民への報告を求めていることを強調する。

ステークホルダー	行動、理解、心情等	資料作成上の留意点
	輸入再開の結論有りきの安全性評価だったのではないか、という論を展開。	検討経緯の提示と科学的な検討が行われたことを示す。
	消費者が選択できるように産地表示の徹底を進めるべきであるとの意見も多数掲載している。	特になし
食肉業界	安全性は担保されている、と判断し輸入再開に向けて準備。ただし、輸出条件が守られるのかは疑問に思っている。	リスク管理機関に対して、輸出プログラムの遵守状況について、国民への報告を求めていることを強調する。
流通事業者	商品の安全性や消費者の動向を見極めてから方針を決定することを明言しており、米国産牛肉の取扱いには慎重な姿勢をとっている。	特になし
外食事業者	米国産牛肉の輸入解禁をおおむね歓迎。ただし、輸出条件が守られるのかは疑問に思っている。	リスク管理機関に対して、輸出プログラムの遵守状況について、国民への報告を求めていることを強調する。
	現在の米国における検査基準では安全性が確保できないと判断。米国の牛肉処理の状況から SRM の除去は不十分であり、安全とはいえないとの立場から米国産牛肉の使用を見送り。	リスク管理機関に対して、輸出プログラムの遵守状況について、国民への報告を求めていることを強調する。
日本の生産者	新たな不安の高まりと牛肉離れを恐れている。	新たに無用な不安を抱かれることのないよう、わかりやすい資料を作成する。 HP 等により提供されている情報を確認した上で資料を作成する。
オーストラリアの食肉輸出団体	新たな不安の高まりと牛肉離れを恐れている。 米国産牛肉輸入再開による、シェアの低下を恐れている。	新たに無用な不安を抱かれることのないよう、わかりやすい資料を作成する。 HP 等により提供されている情報を確認した上で資料を作成する。

ステークホルダー	行動、理解、心情等	資料作成上の留意点
USMEF（米国食肉輸出連合会）	日本の消費者の信頼を獲得するべく、安全性を示すために、HP での情報提供、イベントやセミナーを開催している。	新たに無用な不安を抱かれることのないよう、わかりやすい資料を作成する。 HP 等により提供されている情報を確認した上で資料を作成する。

2. 模擬資料の作成・分析

2.1 模擬資料の作成

2.1.1 一方向の情報発信の際に提供する資料

(1) BSE 国内

1 の分析の結果を踏まえて模擬資料を作成した。なお、模擬資料の作成に際しては、I.3.2.2(1)に示した注意点のほか、一般的なプレスリリース作成の注意点を参考にした。作成した模擬資料及び作成上の留意点を以下に示す。

わが国における牛海綿状脳症 (BSE) 対策の見直しに伴う健康影響評価について
ーBSE 対策を見直しても国民のvCJD 感染リスクは実質的に変わらないー

平成 17 年 5 月 6 日
内閣府食品安全委員会事務局

プレスリ
リースの
経緯を簡
単に説明
した。

食品安全委員会では、平成 16 年 10 月 15 日に厚生労働省、農林水産省から要
請を受け（添付資料 1 参照）、わが国における牛海綿状脳症（以下、「BSE」と
いう）対策の見直しに伴う健康影響評価を行ってきました。本日、その結論が
まとまりました（詳細は添付資料 2 参照）のでお知らせいたします。

評価結果本体は添付
文書とし、結論のみを
1 枚目にまとめた。

1. と畜場における BSE 検査についての結論（概要）

20 ヶ月齢以下の牛を BSE 検査の対象から外した場合、国民が BSE 感染牛を食べ
ることによって変異型クロイツフェルトヤコブ病 (vCJD (※1)) に感染するリスクは、全
頭検査を行っている現在と比較して微増にとどまり、実質的に変わらない。

最も関心
を集めて
いる 20 カ
月齢以下
の牛を
BSE 検査
の対象か
ら外した
場合の結
論だけを
特別に取
り上げた。

その他の結論（概要）
下表に示すとおりである。

その他の結論の 3 点
をわかりやすく表組
みにした。

項目	健康影響評価（結論の概要）
特定危険部位 (SRM(※2)) の 除去の徹底	以下の対策を有効と評価する。 ● と畜場における SRM 除去について定期的に実態調査すること。 ● ピッシング(※3) の中止に向けて、具体的な目標を設定し、できる限り速やかに進めること。 ● せき髄組織の飛散防止、衛生標準作業手順 (SSOP) (※4) の遵守について引き続き徹底すること。
飼料規制実効 性確保の強化	以下の対策を有効と評価する。 ● 輸入配混合飼料の原料について届出がなされること。 ● 飼料の輸入・製造・販売業者及び牛飼育農家への検査・指導体制強化について、具体的な目標を設定し、できる限り早く達成すること。
BSE に関する 調査研究のい っそうの推進	以下の調査研究などの推進が必要である。 ● より感度の高い BSE 検査方法の開発 ● BSE 研究の円滑な実施のための、若齢牛を含む検体の採材・輸送・保管等への配慮 ● SRM 汚染防止等のリスク回避措置の有効性についての評価方法の開発 ● 動物接種試験による BSE プリオンたん白質の蓄積メカニズムの解明等に向けた研究 ● リスク評価に必要なデータ作成のための研究

※がついている言葉については、次ページに用語集として解説を掲載する。

専門用語の説明
を 2 枚目にまとめ
た。

模擬資料の作成に当たり、食品安全委員会が作成し、実際に発表に使われた資料を参考にした。実際に使われた資料を以下に示す。

平成 17 年 5 月 6 日
内閣府食品安全委員会事務局

我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価の結果の
通知について

標記の件について、別紙のとおり、厚生労働大臣及び農林水産大臣に通知しましたの
でお知らせします。

※ なお、別添評価結果本体は、当委員会のホームページに掲載する予定ですので、添
付を省略させていただきます。

【本件連絡先】

内閣府食品安全委員会事務局
評価課 梅田、菊池
電話：03-5251-9163又は9166



府食第459号
平成17年5月6日

厚生労働大臣
尾辻 秀久 殿

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭



食品健康影響評価の結果の通知について

平成16年10月15日付け厚生労働省発食安第1015001号をもって貴省から当委員会に対して意見を求められた我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価の結果は別添のとおりですので、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。

なお、本件に関して行った国民からの意見・情報の募集においては、多くの意見・情報が寄せられましたが、リスク管理にかかわるものも多くありましたので、意見・情報及びそれに対する回答をまとめたものを添付します。貴省におかれましては、今後の施策の実施に当たっては、これらの意見・情報を踏まえ、適切に対応されることを期待します。

また、貴省におかれましては、今後、この食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施に当たっては、リスク管理機関として、国内において積極的かつ十分なリスクコミュニケーションに努めるとともに、国際的にも我が国の考え方を明らかにしていくなど適切に対処していくことが重要であると考えますので、併せて申し伝えます。



府食第459号
平成17年5月6日

農林水産大臣
島村 宜伸 殿

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭



食品健康影響評価の結果の通知について

平成16年10月15日付け16消安第5410号をもって貴省から当委員会に対して意見を求められた我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価の結果は別添のとおりですので、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。

なお、本件に関して行った国民からの意見・情報の募集においては、多くの意見・情報が寄せられましたが、リスク管理にかかわるものも多くありましたので、意見・情報及びそれに対する回答をまとめたものを添付します。貴省におかれましては、今後の施策の実施に当たっては、これらの意見・情報を踏まえ、適切に対応されることを期待します。

また、貴省におかれましては、今後、この食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施に当たっては、リスク管理機関として、国内において積極的かつ十分なリスクコミュニケーションに努めるとともに、国際的にも我が国の考え方を明らかにしていくなど適切に対処していくことが重要であると考えますので、併せて申し伝えます。

実際に使われた資料では、タイトルが「わが国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価の結果の通知について」とされ、食品安全委員会委員長から厚生労働大臣及び農林水産大臣にあてた通知文書が添付資料になっている。したがって、当時の食品安全委員会からは「通知した事実」がニュースであり、これについて報道される必要があると考えていたと思われる。しかしながら、メディア記者からすれば、通知すること自体は予定されたとおりの、省庁間の手続きであって関心は低く、むしろ、「通知した内容」に関心を高く持っていた。このことは、ステークホルダー分析からも明らかである。したがって、模擬資料では、タイトルを「わが国における牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに伴う健康影響評価について」として、健康影響評価の内容そのものの発表資料とした。さらに、最も関心を集めている健康影響評価の結果を端的にサブタイトルで表現した。

また、経緯をよく把握していない記者のために、健康影響評価の経緯について前文で簡単に説明を行った。結論については、最も注目を集めている 20 カ月齢以下の牛を BSE 検査の対象から外した場合の結論を特別に取り上げ、残りの 3 点の結論と明確に区別した。また、残りの結論については、3 点あることが一目でわかるよう、表組みの記載とした。

プレスリリースについては、できるだけ専門用語を避けることが望まれるが、今回のプレスリリースについてはその性質上専門用語を除くことが困難であるため、重要と思われる専門用語はあえて残し、その説明を 2 枚目につけることとした。

(2) BSE 輸入

1 の分析の結果を踏まえて模擬資料を作成した。なお、模擬資料の作成に際しては、I.3.2.2(1)に示した注意点のほか、一般的なプレスリリース作成の注意点を参考にした。作成した模擬資料及び作成上の留意点を以下に示す。

タイトルは、記者の関心事にあわせ「健康影響評価について」とした。また、サブタイトルで最も重要な結論を明示した。

米国及びカナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価について
ー輸出プログラムが遵守されれば、国産牛肉とのリスクの差はほとんど無いー

平成 17 年 12 月 8 日
内閣府食品安全委員会事務局

プレスリリースの経緯を簡単に説明した。

食品安全委員会では、平成 17 年 5 月 24 日に厚生労働省、農林水産省から要請を受け（添付資料 1 参照）、現在のカナダ・米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取される場合と、わが国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性について、健康影響評価を行ってきました。本日、その結論がまとまりました（詳細は添付資料 2 参照）のでお知らせいたします。

評価結果本体は添付文書とし、結論のみを 1 枚目にまとめた。

1. 結論（概要）

厚生労働省、農水省からは国産牛との比較評価について要請を受けていたが、米国・カナダの BSE リスクに関するデータが不足しており、比較評価することは現段階ではできない。

他方、輸出プログラム（全頭からの SRM 除去、20 ヶ月齢以下の牛に限定等）が遵守されると仮定した場合、米国・カナダ産の牛肉の BSE 対策は国産牛肉の対策とほとんど同じであるため、BSE リスクの差は非常に小さいと考えられる。

2. 結論への付帯事項（概要）

プレスリリース 1 枚にまとまるよう、結論は概要の記載とした。

- ①農林水産省が輸入を再開する措置をとった場合には、プリオン専門調査会は同省から輸出プログラムの実効性、およびその遵守に関する検証結果の報告を受ける義務があり、また、同省は国民に報告する義務を負うものとする。
- ②輸出プログラムが遵守されるためのハード、ソフトの確立とその確認は最も重要なことである。もし、輸出プログラムが遵守されない場合はこの評価結果は成立しない。

模擬資料の作成に当たり、食品安全委員会が作成し、実際に発表に使われた資料を確認した。実際に使われた資料を以下に示す。

内閣府記者クラブ
厚生労働省記者クラブ
農林水産省記者クラブへ貼り出し

プレスリリース

平成 17 年 12 月 8 日
内閣府食品安全委員会事務局

米国及びカナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価の結果の通知 について

標記の件について、別紙のとおり、厚生労働大臣及び農林水産大臣に通知しましたのでお知らせします。

※ なお、別添評価結果本体は、当委員会のホームページに掲載する予定ですので、添付を省略させていただきます。

【本件連絡先】

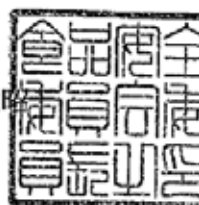
内閣府食品安全委員会事務局
評価課 梅田、菊池
電話：03-5251-9163又は9166



府食第1184号
平成17年12月8日

厚生労働大臣
川崎 二郎 殿

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭



食品健康影響評価の結果の通知について

平成17年5月24日付け厚生労働省発食安第0524001号及び同日付け厚生労働省発食安第0524002号をもって貴省から当委員会に対して意見を求められた「現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性に係る食品健康影響評価」及び「現在のカナダの国内規制及び日本向け輸出基準により管理されたカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性に係る食品健康影響評価」の結果は別添のとおりですので、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。

なお、本食品健康影響評価は、輸出プログラムの遵守を前提に行われたものであるため、貴省において、米国及びカナダからの牛肉及び牛の内臓の輸入を再開する場合には、輸出プログラムの遵守の確保のために万全を期すとともに、遵守状況の検証結果について、食品安全委員会に適宜報告を行うようお願いいたします。同時に、国民に対して、米国及びカナダにおける牛肉及び牛の内臓の生産管理の状況や輸出プログラムの内容及び遵守状況の検証結果について、十分に説明を行うべきと考えます。

また、本食品健康影響評価の過程で議論があった米国及びカナダのBSE対策について、留意点が結論への付帯事項として記載されているので、貴省から、米国政府及びカナダ政府に申し入れていただくようお願いいたします。

この他、本件に関して行った国民からの意見・情報の募集及び全国7ヶ所で開催した意見交換会においては、リスク管理に係る多くの意見・情報が寄せられました。意見・情報の概要及びそれに対する回答をまとめたものを添付しますので、貴省におかれましては、今後の施策の実施に当たって、これを踏まえて適切に対応されることを望みます。



府食第1184号
平成17年12月8日

農林水産大臣
中川 昭一 殿

食料安全委員会



BSE 国内と同様に、実際に使われた資料では、タイトルが「米国及びカナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価の結果の通知について」とされ、食品安全委員会委員長から厚生労働大臣及び農林水産大臣にあてた通知文書が添付資料になっている。したがって、当時の食品安全委員会からは「通知した事実」がニュースであり、これについて報道される必要があると考えていたと思われる。しかしながら、メディア記者からすれば、通知すること自体は予定されたとおりの、省庁間の手続きであって関心は低く、むしろ、「通知した内容」に関心を高く持っていた。このことは、ステークホルダー分析からも明らかである。したがって、模擬資料では、タイトルを「米国及びカナダ産牛肉に係る健康影響評価について」とし、健康影響評価の内容そのものの発表資料とした。さらに、最も関心を集めている健康影響評価の結果を端的にサブタイトルで表現した。

また、経緯をよく把握していない記者のために、健康影響評価の経緯について前文で簡単に説明を行った。結論については、プレスリリース 1 枚に収まるよう、概要のみの記載とした。

2.1.2 双方向性を確保する際の提供資料

双方向性を確保する際の提供資料としては、意見交換会のスライドを作成した。意見交換会は一般市民を対象としており、またスライドは HP で随時公開され、誰でも見ることができることから、ここでは聴衆として予備知識を持たない一般人を想定した。具体的には中学生が理解できる、という視点で資料を作成した。実際に資料を作成する際には、想定される聴衆の予備知識レベルに合わせて適宜資料を編集しなおして準備するべきである。

なお、意見交換会資料については、今後の資料活用の観点から、現在の BSE 対策に関して説明する状況を想定し、BSE 国内と BSE 輸入を同じ時間枠で説明する際の資料を作成した。BSE 国内と BSE 輸入が同じ時間枠で説明される場合とは、国内産牛肉及びカナダ・米国産牛肉を合わせて、国内で流通する牛肉全体に対する BSE 対策を説明する会議等であると思われる。本調査では、そのような会議で使用されるという想定で模擬資料全体の構成を作成の上、その中で BSE 国内についての飼料規制、BSE 検査、及び BSE 輸入について結論に関連する部分についてスライドを作成することとした。

資料は次ページに示すように大きく 4 つのパートで構成する。「1.BSE とは」において BSE とはどのようなものか、vCJD との関係、BSE を取り巻く国内外の状況を提示する。なぜ問題となるのか、何がリスクなのかを冒頭で明確にする。「2.日本国産牛肉における BSE 対策のポイント」は BSE 国内の状況を解説するパートである。冒頭に「(1) 国内産牛の BSE 対策」として、BSE 対策の全体像を示すスライドを提示し、その後、各対策について説明する構成としている。「3. 米国・カナダ産牛肉における BSE 対策のポイント」では BSE 輸入に関連する事項を示す。本パートにおいて 2.で示した国内産牛の状況との比較を示すことで聴衆の理解が深まる。最後に、「4.リスクメッセージ」として、意見交換会において聴衆に示すべきリスクメッセージを明確に提示する。そこでは、最終的に提示した資料で何を伝えたかったのか、を 1 枚程度でまとめる。

模擬資料全体の構成 (●) が今回作成した部分

- 1.BSE とは
 - ・ BSE の説明
 - ・ これまでの経緯
- 2.日本国産牛肉における BSE 対策のポイント
 - (1) 国内産牛の BSE 対策 (●)
 - (2) リスク評価の考え方
 - (3) 飼料規制
 - ①飼料規制の背景 (●)
 - ②飼料規制の経緯 (●)
 - ③飼料規制の徹底状況 (●)
 - ④飼料規制の有効性 (●)
 - (4) 特定危険部位の除去・焼却
 - (5) BSE 検査
 - ①BSE 検査とは (●)
 - ②BSE 検査の限界 (●)
 - (6) その他
- 3.米国・カナダ産牛肉における BSE 対策のポイント
 - (1) 国産牛肉とのリスク評価の比較
 - ・ 比較
 - ・ 結論 (●)
 - (2) 対策による担保
 - ・ 輸出プログラムとは (●)
 - ・ 国内産牛肉との対策比較 (●)
- 4.リスクメッセージ

模擬資料の作成に当たり、食品安全委員会が作成し、実際に意見交換会で使われた資料を確認し、本調査の参考資料とした。

表 II-3 テーマごとの参考資料

テーマ	本調査で参考とした資料が配布された意見交換会
BSE 国内	我が国における牛海綿状脳症（BSE）の国内対策を考える ¹ （平成 19 年 11 月 30 日（金） 14：00～16：48）
BSE 輸入	米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価案に関する意見交換会 ² （平成 17 年 11 月 22 日（火） 14：00～17：00）

また、参考資料の構成と模擬資料の構成の対応を表 II-4 に示す。

表 II-4 参考資料の構成と模擬資料の構成の対応表

参考資料の構成		本調査の 参考	模擬資料の 該当箇所
B S E 国 内	タイトル		-
	日本の BSE 対策に関するリスク評価		2 (2)
	リスク評価の考え方		2 (2)
	リスク評価の項目		2 (2)
	BSE 陽性牛の生年月日と確認年月日	◎	2 (3) ④、(5) ②
	生体牛に関するリスク評価		-
	1.侵入リスク		2 (6)
	侵入リスク対策の評価		2 (6)
	2.飼料規制	◎	2 (3)
	飼料規制の評価：これまでの検査結果の検証	◎	2 (3)
	3.BSE プリオンの生体肉分布		2 (6)
	プリオンの生体肉分布のリスク評価		2 (6)
	飼料規制のリスク低減効果の予測と検証	◎	2 (3) ④
	まとめ		2 (5) ②
	食肉の BSE プリオン汚染度の評価		-
	1.汚染防止：スタンニングの評価		2 (6)
	汚染防止：ピッシングの評価		2 (6)
	SRM 除去の評価		2 (4)
	汚染防止：脊髄の飛散防止の評価		2 (6)
	汚染防止：衛生標準作業手順 (SSOP)		2 (6)
	2.BSE 検査 延髄におけるプリオンの蓄積と検出限界	◎	2 (5)
	BSE 検査：感染から発症まで	◎	2 (5)

¹ 参考とした講演資料は、下記 URL 参照。

http://www.fsc.go.jp/koukan/risk-zenkoku1911/risk191130_tokyo/risk191130_tokyo_kouensiryoku1.pdf

² 参考とした講演資料は、下記 URL 参照。

http://www.fsc.go.jp/koukan/zenkoku_risk17bse/risk_tokyo171122_kouensiryoku.pdf

参考資料の構成		本調査の 参考	模擬資料の 該当箇所
	BSE 検査の評価	◎	2 (5) ②
	3.トレーサビリティ		2 (6)
	まとめ		2 (5) ②
	答申		-
	答申内容の 1		2 (6)
	答申内容の 2:SRM の除去の徹底		2 (6)
	答申内容の 3,4		2 (6)
B S E 輸 入	タイトル		-
	これまでの経緯		1
	何について評価したのか？	◎	3 (1)
	食品健康影響評価の考え方		2 (1)
	生体牛のリスク評価		3 (1)
	侵入リスク (生体牛、肉骨粉、動物性油脂)		3 (1)
	飼料規制		3 (1)
	特定危険部位 (SRM) 及び高リスク牛の飼料利用		3 (1)
	米国・カナダのサーベイランス		3 (1)
	生体牛のリスク評価総括		3 (1)
	食肉・内臓のリスク評価		3 (1)
	米国・カナダ産牛肉と国産牛肉等の比較		3 (1)
	米国・カナダ産牛肉等と輸出用肉の比較		3 (1)
	食肉等のリスク評価総括		3 (1)
	リスク評価の根拠		3 (1)
	結論	◎	3 (1)、3 (2)
	結論への付帯事項		3 (1)、3 (2)
	御意見・情報の募集		-

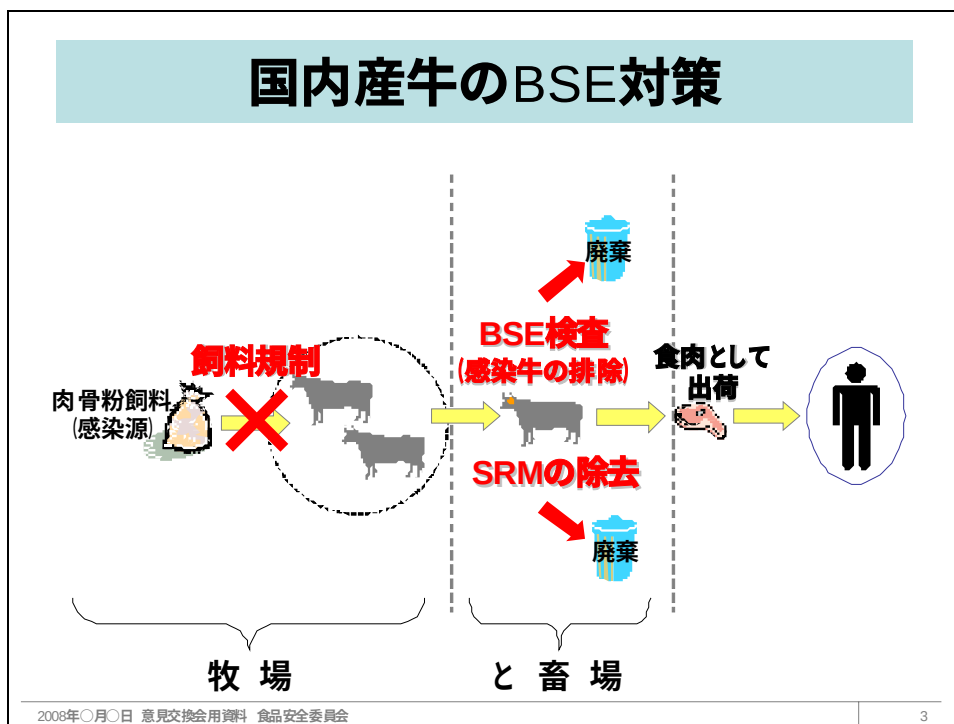
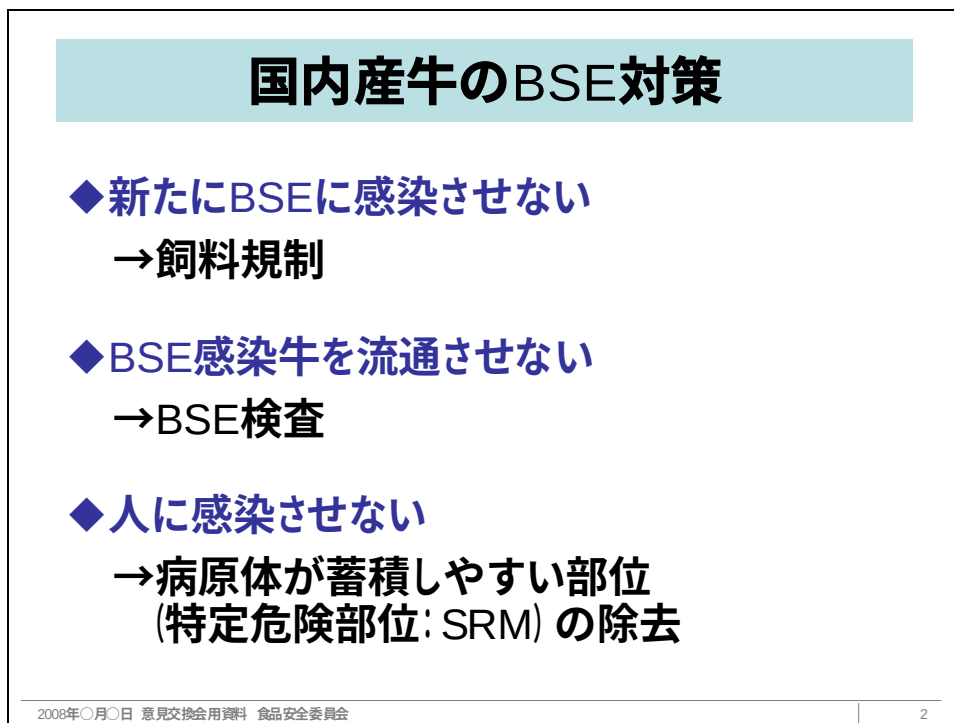
(1) スライド作成上の留意点

スライド資料を作成する際には、必ず各スライドに資料を利用する講演会名称、作成年月日、作成者（組織）名を明記する。これにより、スライドの一部のみが配布された場合にもどこで、いつ、使われたもので、誰が作成したのかを明確にできる。

スライドの構成に合わせ、中扉をつける等の工夫により、トピックが切り替わることを明示する。聴衆は資料の構成全体を把握していないため、新しく提示されたスライドが前のスライドの続きか、新たなトピックかを即座に判断することができない。これに対し、中扉等の導入でトピックの変わり目を明らかにすれば、聞き手が次のトピックに対して予め心を準備することができ、ストレスを軽減できる。また、HP 等でスライドのみを見る場合にも、資料の構成が明確になり、閲覧者が理解しやすくなる。

(2) 作成した模擬資料

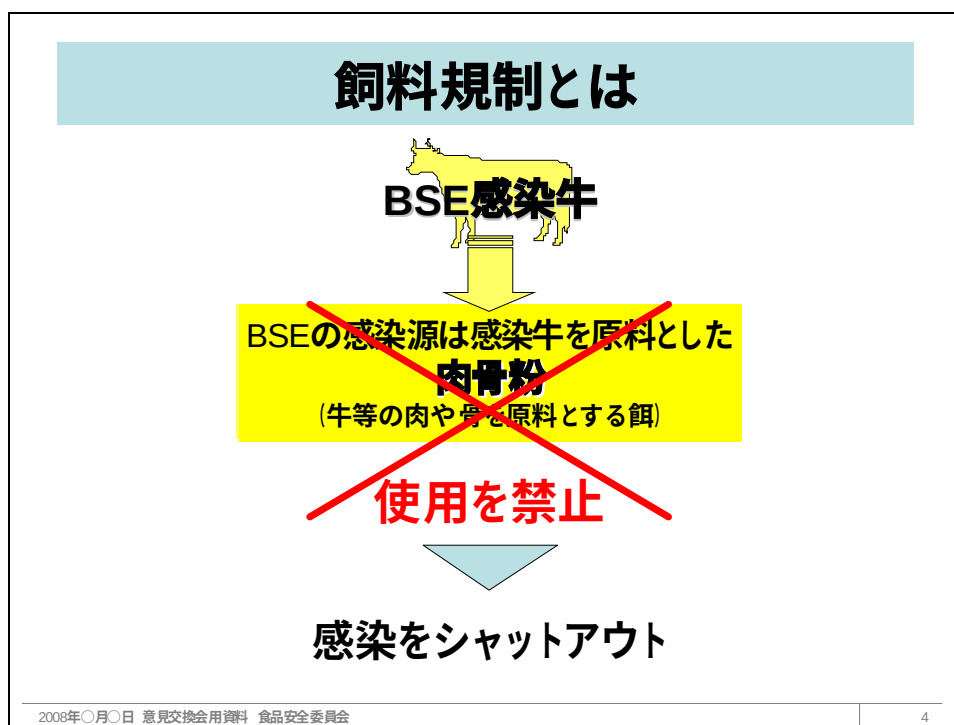
2. (1) 国内産牛の BSE 対策



国内産牛の BSE 対策の全体像を提示するために、2 枚のスライドを作成した。参考資料中にはこれらに対応するスライドはない。参考資料において国内 BSE 対策の全体像が示されていないことが、資料全体の流れを見えづらくし、その結果全体を通じてわかりにくいという印象を与えてしまう恐れがある。

そこで、模擬資料では「BSE 国内」に関する箇所の冒頭で、日本国内では主に 3 つの対策（飼料規制、BSE 検査、SRM の除去）がそれぞれ異なる目的、段階で実施されていることを明示する。具体的な内容は後述されることになるため、ここではできるだけわかりやすい言葉を用いて短いフレーズで表現することで、聴衆に国内における BSE 対策の全体像のイメージを持ってもらえるように作成した。

2.(3) 飼料規制



飼料規制とは何かを説明するためのスライドを作成した。参考資料には本スライドに該当する説明部分はない。しかし、「飼料規制」は一般的に使用される用語ではないため、用語そのものを説明するスライドは必ず含めるべきである。本スライドでは、飼料規制によって感染拡大を防いでいることを、図と平易な言葉を用いて説明している。

飼料規制の経緯

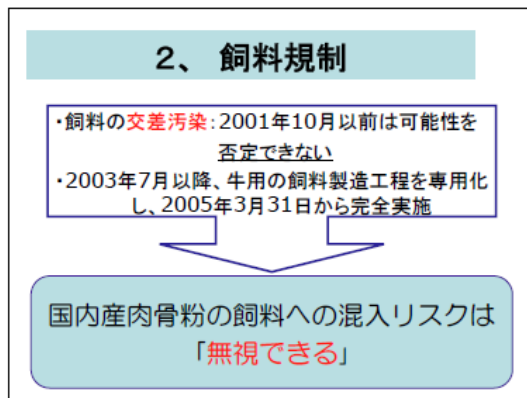
- ◆1996年(農水省通達) ×牛→牛
- ◆2001年(法律) ×牛→豚/鶏
×豚/鶏→牛
- ◆2005年(法律) ○豚/鶏→豚/鶏

**日本では、現在、
牛へ肉骨粉飼料を使用することも、
牛の肉骨粉飼料への加工も
禁 止**

2008年〇月〇日 意見交換会用資料 食品安全委員会

5

飼料規制の経緯を説明したスライドである。本スライドの作成には参考資料として以下の2枚のスライドを用いた。



		米国・カナダ(飼料)			日 本(飼料)		
		牛	豚	鶏	牛	豚	鶏
肉骨粉等	牛	×	○	○	×	×	×
	豚	○	○	○	×	○	○
	鶏	○	○	○	×	○	○
		1997年 8月以降			1996年 4月以降	2001年 10月以降	2001年 10月以降
					2001年 10月以降	2006年 4月以降	2006年 4月以降
					2001年 10月以降		

SRMはBSEプリオン感染価の99.4%を含むと考えられている。交差汚染があり得る
現時点で20ヶ月齢以下と考えられる2004年以降生まれの年について
米国・カナダのほうが日本より数倍汚染リスクが高い

左のスライドは BSE 国内に含まれるスライドであり、右のスライドは BSE 輸入に含まれるスライドである。左のスライドでは、国内での飼料規制の内容が明確には示されておらず、使用されている言葉も「交差汚染」等、一般消費者には難解なものが多い。右のスライドでは、表の行・列が何を意味しているのかがわかりづらいために、国内での飼料規制の内容を直感的に理解することができない。

そこで、模擬資料では飼料規制の内容を言葉で説明し、これを強調するようなレイアウト

トで配置した。

飼料規制の徹底状況

◆飼料工場での肉骨粉飼料混入検査結果

	承認 飼料工場	その他 飼料工場
2001年2月 ～ 2001年5月 (ガイドライン前)	0/ 73	0/ 9
2001年6月 ～2004年3月	0/ 794	0/ 126

⇒牛用の飼料への肉骨粉の混入はない

2008年〇月〇日 意見交換会用資料 食品安全委員会
6

国内で飼料規制がどの程度守られているか、徹底状況を示すためのスライドである。本スライドの作成には参考資料として以下のスライドを用いた。

飼料規制の評価:これまでの検査結果の検証			
肉骨粉分析法	顕微鏡検査	ELISA (追加法)	PCR法
検出対象	肉骨粉 (獣骨)	動物由来タンパク質	動物由来DNA
適用範囲	配合飼料、単体飼料	配合飼料、単体飼料	配合飼料、単体飼料
鑑別範囲	魚骨と獣骨	動物種 (牛、豚、鶏)	動物種 (哺乳動物すべて、鳥類)
検出感度 (含有量)	0.1～0.3%	0.1%	0.01～0.1%
組織特異性	高い	中程度	ない
種特異性	高い	中程度	高い
加熱の影響	少ない	影響をうける	影響を受ける

飼料工場での混入検査結果			
	承認飼料工場	その他の飼料工場	検査方法
2001年2月～2001年5月 (ガイドライン前)	0/ 73	0/ 9	顕微鏡
2001年6月～2004年3月	0/794	0/126	顕微鏡、PCR, ELISA

参考資料では1スライド中に2つの表が添付されており、情報が過密であり、資料だけを見た場合にこのスライドで何を示したいのか、意図を読み取りにくい。また、上段に示された検査方法は専門的な情報であり、消費者が理解するには難解な内容である上に、飼料規制の検査結果の説明で割愛しても理解に特段の問題は生じないと考えられる。

飼料規制の有効性

◆ 飼料規制実施（2001年10月）前後でのBSE感染牛頭数の比較

	生年月日	感染頭数
規制前	～2001年10月生まれ	33頭
規制後	2001年10月～生まれ	1頭※

⇒飼料規制で新たなBSE感染を防止できている

※規制後の1頭は2002年1月生まれであり、規制前の使用飼料の残存による

2008年○月○日 意見交換会用資料 食品安全委員会

7

飼料規制のリスク低減効果の予測と検証

肉骨粉使用禁止通告

2005年野価以前に確認されたBSE牛

2005年野価以降に確認されたBSE牛

BSE発生頭数(万頭)

完全禁止

解禁後20ヶ月間以下

1994 1995 1996 1997 1998 1999 2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006

BSE感染性年生乳率

- 1995年、1996年生まれの子は何らかの要因で汚染された
- 1996年の肉骨粉使用禁止通告の効果は強くなかったが、あったと思われる
- 2001年の規制は強い効果を持つ（禁止直後は遵守されなかったかも知れない）

参考資料のスライドでは感染頭数の情報として、実際の検出頭数に加え予測値も記載されている。さらに、線グラフや BSE 検査の検出限界に関わる情報も加えられているために、情報量が多く理解するのが難しくなっている。グラフ下部にグラフから読み取るべき点が明示されている点は評価できるが、全てを同じレベルで記載するのではなく、聴衆が最も関心を持つであろう現在の状況を特に強調するような記載にすると良い。

そこで、参考資料の情報を大幅に減らし、規制前後での感染頭数の数値を単純に示すこととした。これは、本スライドは飼料規制の効果を示すために作成しており、そのためには飼料規制前後で実際に検出された感染頭数の比較データを示すことがわかりやすいと判断したためである。併せて、データから導かれる結論として、2001 年に開始された飼料規制によって感染を防止できていることを言葉でも明記することとした。

2.(5) BSE 検査

BSE検査とは

◆BSE検査

- 牛がBSEに感染しているかを調べる検査
- 2001年10月からBSE検査を実施
- 食肉処理場で行う

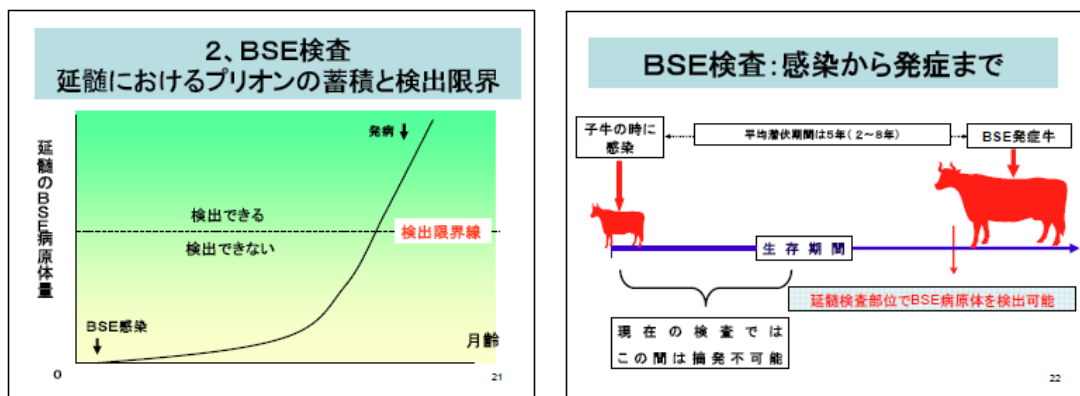
◆BSE検査の限界

- 牛が一定の年齢に達するまではBSE検査をしても感染がわからない
 - 感染後2~8年の潜伏期間に病原体が牛の体内に蓄積
 - 生まれてすぐ感染しても蓄積まで時間がかかる

⇒現在では、21ヶ月齢以上の牛が対象

2008年〇月〇日 意見交換会用資料 食品安全委員会9

BSE 検査について説明したスライドである。本スライドの作成には参考資料として次の2つスライドを用いた。

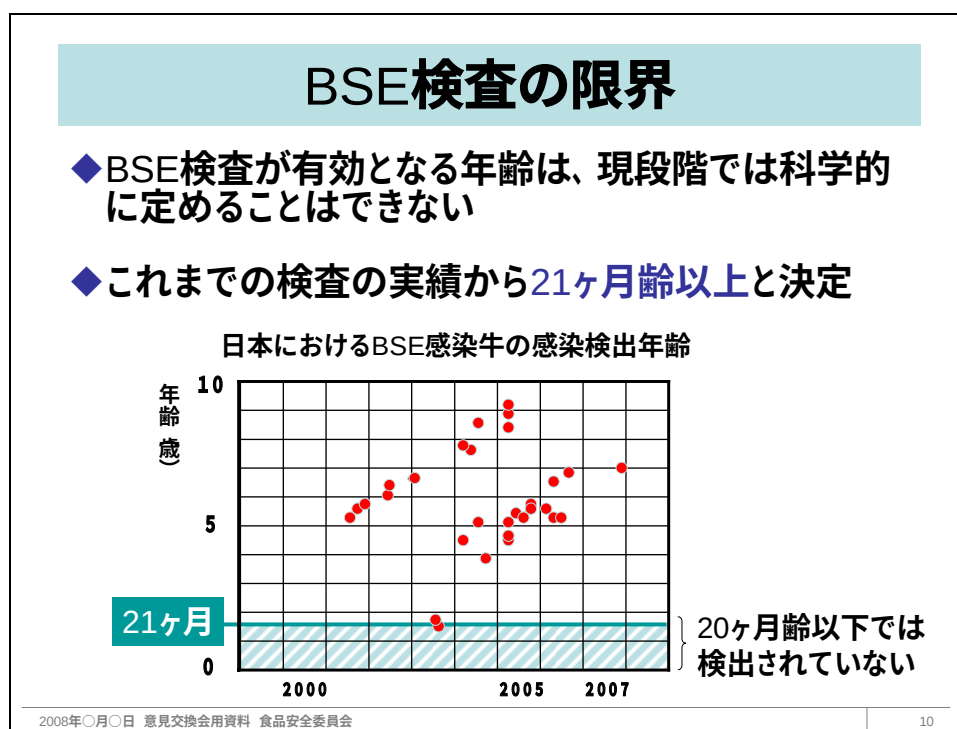


参考資料では BSE 検査の検出限界、および潜伏期間と検出限界の関係を 2 枚のスライドを用いて視覚的に説明している。しかし、左のスライドではグラフを日常的に見る人にはわかりやすいが、グラフを見慣れていない人にとっては、理解するために時間を要してしまったり、わからないという先入観を与えてしまう恐れがある。さらに検出限界線は明確なラインを引くことができない点がさらに説明を難しくしてしまう。

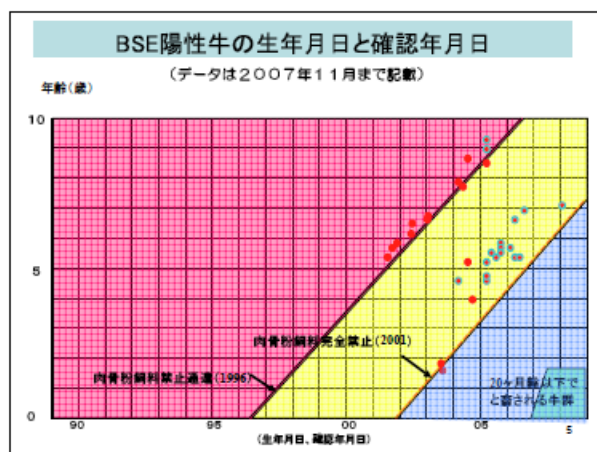
そこで模擬資料では、検出限界という概念を文章で解説することとした。さらに、この

検出限界が BSE 検査の対象とすべき月齢の考え方につながることも併せて解説した。

また、参考資料の中には BSE 検査そのものについての説明が見当たらない。しかし国内対策を解説する資料として、BSE 検査とは何かを説明するスライドは含めるべきである。そこで、本スライドの冒頭で BSE 対策を平易な言葉を用いて説明する部分を付け加えた。



BSE 検査の限界について説明するスライドである。本スライドの作成には以下のスライドを参照した。



参考資料のグラフでは、飼料規制実施期間（赤は実施前、黄は過渡期、青は実施後）と BSE 感染牛の確認年月日と検出時の年齢が表現されている。このグラフにより 20 ヶ月齢以下の牛は BSE 検査を除外しても問題ないことが読み取れるのだが、多くの情報が集約されたグラフであるため、グラフの見方を説明されないと情報を読み取ることができない。グラフを見慣れていない人にとっては、プレゼンテーションの限られた時間と一方的な説明で理解することは困難と思われる。また、スライドのみを資料としてみた場合にも、1 頭の牛が斜め右上に育つなど通常のグラフで用いる軸の使い方とは違っているために、解説がない状態でこのグラフで表現されていることを理解することは難しい。一般市民を対象とした資料において、読み取り方について説明が必要になるグラフは作成すべきではない。

そこで、模擬資料では飼料規制の有効性を示す情報は排除し、BSE 検査の検出限界を設定した根拠データとして提示することとした。なお、飼料規制の有効性については、感染頭数の数値を示した表を用いて説明済みである。具体的な変更点としては、飼料規制実施期間を表すグラフ上の斜めのラインと背景の色分けを削除し、BSE への感染を検出した最少年齢を強調するような構成（21 ヶ月にラインを入れて値を強調、グラフの横にグラフで主張したい点を文章で記載）とした。グラフから提示すべき内容を資料構成に合わせて絞りこむことで、複雑なグラフを作成する必要はなくなる。

また、グラフとは別に検出限界は科学的に定めることができないことを明記した。この点をあいまいにすると逆に聴衆の混乱を招くためである。科学的に定められないため、これまでの BSE 検査の実績から導かれる統計データから限界値を定めているということは明示すべきである。

3. (1) 国産牛肉とのリスク評価の比較

結論

◆現段階では国内産牛肉と比較するためのデータが不足し、**科学的な評価はできない。**

◆**輸出プログラムが遵守されれば、**
米国・カナダ産の牛と国産牛の**リスクの差はほとんど無い**と考えられる。

**食品安全委員会は、農林水産省に対して
輸出プログラムの実効性・遵守状況の
検証、報告を要請。**

2008年〇月〇日 意見交換会用資料 食品安全委員会12

米国・カナダ産牛肉と国産牛肉のリスク評価の結果について結論を示すスライドである。
本スライドは次のスライドを参照して作成した。

結 論

■ 仮定を入れた上での、科学的同等性評価は困難

■ 輸出プログラムが遵守されたと仮定した場合、米国・カナダ産牛肉等と国産牛肉等のリスクの差は非常に小さい

■ 輸入が再開された場合、輸出プログラムの実効性・遵守状況の検証・報告が必要

参考資料のスライドに示された結論は、「科学的同等性評価は困難」など用語が難解だったり、「リスクの差は非常に小さい」など表現にあいまいさが残るために、メッセージが伝わりにくくなっている。また、結論として3つを並行に挙げているが、3つ目は他の2つとは異なりリスク評価の結果を示しているわけではない。

そこで、模擬資料では一般的な言葉を用いて「科学的な評価はできない」、「リスクの差

はほとんどない」と明確に結論を記載した。また、3つ目の点が他の2つとは異なる視点であることを明確にするために、文字の背景に色をつけた。

3.(2) 対策による担保

輸出プログラムとは

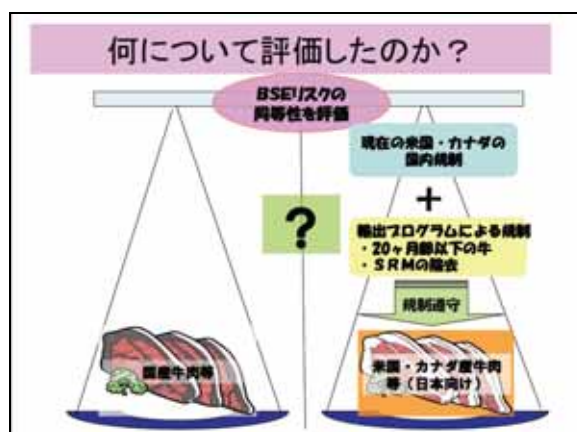
◆ 米国およびカナダ政府と取り決めた
日本へ牛肉を輸出するために守るべき条件

1. SRMの除去
 - － 病原体の蓄積しやすい脳や脊髄は必ず除去する
2. 20ヶ月齢以下と証明される牛
 - － 国内産牛も20ヶ月齢以下はBSE検査対象外であり、これと同じ条件にする
(BSE検査の限界)

2008年〇月〇日 意見交換会用資料 食品安全委員会

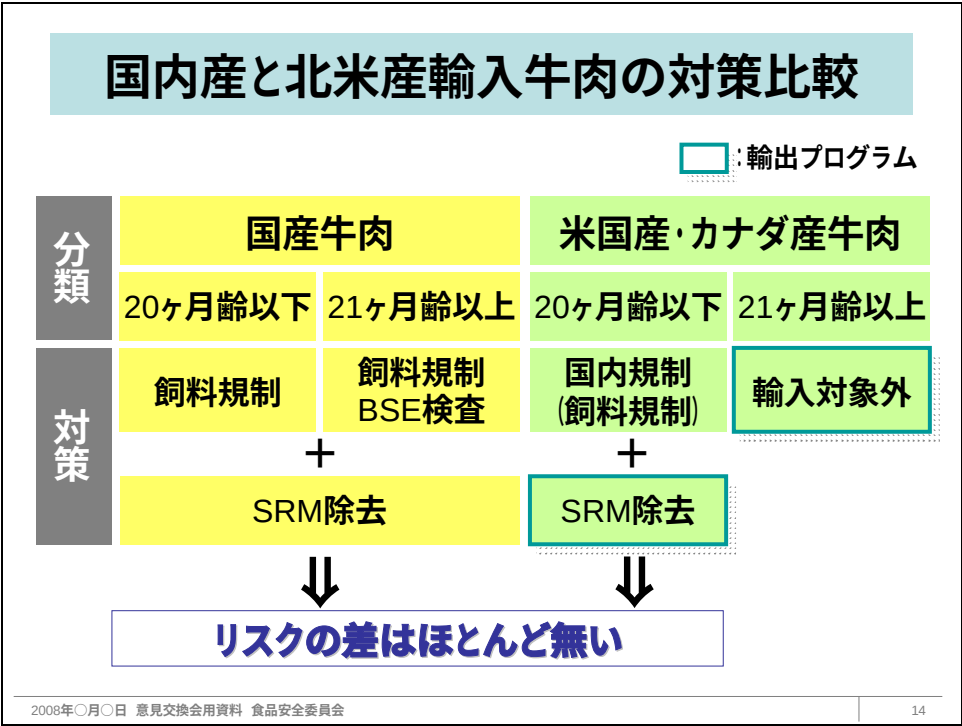
13

結論のスライドで示された「輸出プログラム」の内容を説明するスライドである。本スライドの作成には以下のスライドを参考資料に用いた。



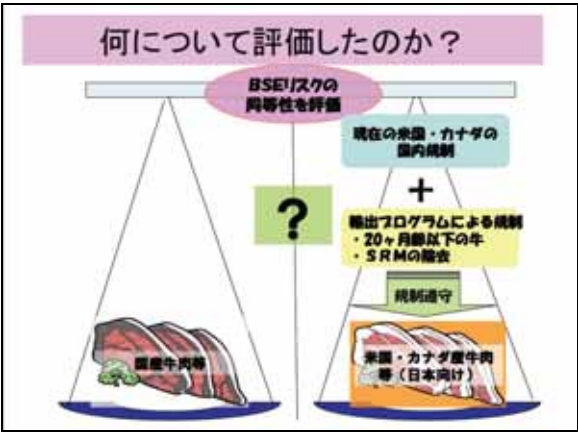
参考資料は輸出プログラムを説明するスライドではなく、米国・カナダ産牛肉のリスク評価の対象を示すスライドである。しかし、参考資料の中では輸出プログラムについての

記載はこの部分にしかない。評価の前提となる輸出プログラムについては説明スライドを作成すべきである。なお、本スライドを提示するのは結論の後である必要は無く、輸出プログラムという用語が初出する前後に配置することが望ましい。



前半部分で説明する国産牛肉への対策と、後半で説明する米国・カナダ産牛肉への対策を比較することで、「結論」スライドにて文章で示した内容を説明するスライドである。本資料において示した国内外での BSE 対策のまとめにもなっている。

本スライドの作成に当っては、1つ前のスライドと同様に以下のスライドを参考にした。



参考資料は前述の通り、BSE 輸入に関する説明の冒頭部分で示されるスライドであり、結論の後には国産と米国・カナダ産牛肉での BSE 対策の比較を示すスライドはない。しかし「結論」スライドの文章だけでは、意見交換会のテーマである「BSE 対策」の観点が欠落しており、対策とのつながりが見えない。

そこで、模擬資料では対策の観点から国産と米国・カナダ産牛肉の比較により、「リスクの差はほとんどない」ことを再度提示するスライドを作成した。国産牛肉について十分な対策が講じられていることは前半の「BSE 国内」部分説明されているため、これと比較して米国・カナダ産の状況を示すことは、リスクは国内産牛肉とほぼ同等であることを理解してもらうために効果的であると思われる。

2.1.3 質疑応答を念頭に置いた資料

質疑応答を念頭に置いた資料については、模擬資料として記者向けの想定 Q&A を想定しているが、BSE の評価について実際にこれが公開されたものはない。したがって、ステークホルダー分析等の結果、及び一般的な記者向けの想定 Q&A の作成の仕方に留意して新たに作成した。以下にそれぞれの Q&A を示す。

(1) BSE国内

ア．今回の健康影響評価の背景について

Q①：今回の全頭検査見直しは、米国産牛肉輸入再開への布石か。

A①：食品安全委員会はリスク評価機関として、厚生労働省と農林水産省からの諮問に基づいて純粋にリスク評価を行ったものであり、米国産牛肉輸入再開の議論とは関係ありません。

Q②：なぜ、このタイミングで全頭検査見直しを行うのか。

A②：厚生労働省と農林水産省からの諮問を受けたためです。

イ．結論について

Q①：SRM 除去に関して、今回の結論に含まれているということは、現在も SRM 除去が徹底されていないということか。

A①：SRM 除去についてはこれまでも実施してきていますが、非常に重要な対策なので、改めて取り上げています。

Q②：微増であってもリスクは増えるということか。微増とはどの程度か。

A②：定量的な回答はできません。

20 ヶ月齢以下の牛であっても、BSE 検査で感染を発見できる可能性は否定できないことを考えると、リスクは微増となります。しかしながら、これまで BSE 検査で BSE 感染が判明した牛で最も若いものが 21 ヶ月齢であり、これより若い牛

が BSE 検査で検出される可能性は非常に低いと考えられます。

ウ．日本の現状について

Q①：日本でこれまでに vCJD を発症している患者は結局何人か。

A①：一人です。

この方は英国滞在経験があり、その間に感染したと考えられています。したがって、日本国内で感染したと思われる例はありません。

Q②：20 ヶ月齢以下の牛を全頭検査から外す県と外さない県が出てくると思われるが、これについて国としては何か対策を講じるのか。

A②：食品安全委員会はリスク評価機関であり、リスク管理措置のことについては回答する立場にありません。

Q③：一般国民は全頭検査の緩和に反対している。それでも全頭検査緩和を認めるのか。

A③：食品安全委員会はリスク評価機関であり、全頭検査の見直しなどリスク管理措置のことについては回答する立場にありません。また、今回のリスク評価結果については、一般国民の皆様にも理解いただけるよう、リスク・コミュニケーションに努めてまいります。

(2) BSE輸入

ア．今回の健康影響評価の背景について

Q①：今回の健康影響評価は、米国からの圧力により実施されたのか。

A①：食品安全委員会はリスク評価機関として、厚生労働省と農林水産省からの諮問に基づいて純粹にリスク評価を行ったものであり、評価において米国との関係は考慮しておりません。

Q②：輸入再開の結論は決まっています、それに合わせて健康影響評価を行ったのではないかと。

A②：食品安全委員会はリスク評価機関として、厚生労働省と農林水産省からの諮問に基づいて純粋にリスク評価を行ったものであり、輸入再開の結論を導くために評価を歪めたり、不正に行ったりはしていません。

イ．結論について

Q①：なぜ、BSE リスク評価が困難なのか。

A①：本来、リスク評価は規制や記録などの文書の分析に加え、実効性についても分析を行うべきと考えます。しかしながら、今回の評価についてはそもそも外国の状況の評価であり、専門委員やリスク管理期間から個別の資料を入手し、できるだけ情報の把握に努めたものの、それでも最終的にデータが不足していました。さらに、実効性の分析については、ほとんどできませんでした。その結果、BSE リスク評価は困難であると結論付けました。

Q②：国産牛と比較する以外に、絶対的なリスクを評価することはしないのか。

A②：厚生労働大臣・農林水産大臣からの諮問が、国産の牛肉のリスクとの比較を求めるものであったため、これを受けて評価を行いました。したがって、絶対的なリスク評価とはなっていません。（正確には、厚生労働大臣・農林水産大臣からの諮問は、「現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性」及び「現在のカナダの国内規制及び日本向け輸出基準により管理されたカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性」を評価する内容でした。）

Q③：そもそも、米国やカナダは自国で BSE の評価をしていないのか。それがあれば、その評価をもとに輸入再開を検討すればよいのではないのか。

A③：厚生労働大臣・農林水産大臣からの諮問を受けてリスク評価を実施しているため、米国やカナダの自国の評価について検討を行ってはいません。

厚生労働大臣・農林水産大臣からの諮問は国産の牛肉のリスクとの比較を求めるものでした。（正確には、「現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性」及び「現在のカナダの国内規制及び日本向け輸出基準により管理されたカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性」を評価する内容でした。）

Q④：ほかに妥当な評価方法はないのか。

A④：ほかの具体的な評価方法については、現時点では検討しておらず、回答できません。なお、ほかの評価を検討する必要がある場合は、他国の例も参考にしながら、検討を行うことになります。

Q⑤：これまでは輸出プログラムがなかった。どの程度 BSE のリスクがあったと考えればよいのか。

A⑤：今回の評価は輸出プログラムを前提に行ったものであり、輸出プログラムが無い場合の BSE のリスクについては評価を行っておりません。

Q⑥：輸出プログラムを前提ということが強調されているが、輸出プログラムが守られなかった場合、食品安全委員会としてはどのような措置をとるのか。

A⑥：輸出プログラムの遵守については、リスク管理機関である農林水産省、厚生労働省が責任を持ちます。食品安全委員会は、リスク評価機関として、輸出プログラムの遵守を強く求め、輸出プログラムの遵守状況について必要に応じてプリオン専門

調査会に報告を求めます。

Q⑦：輸出プログラムを前提というが、そもそも、米国・カナダに求めるべき BSE 対策を食品安全委員会が主張するということはないのか。

A⑦：食品安全委員会は輸出プログラムが遵守されれば、国産と同等の BSE 対策がとられていると考えています。したがって、輸出プログラムが遵守されることを重要視しています。

監視体制の整備等を含め、輸出プログラムの遵守状況については、リスク管理機関である農林水産省、厚生労働省が責任を持つものであり、食品安全委員会としては、必要に応じプリオン専門調査会に報告を求めます。

Q8：輸出プログラムが守られなかったときは誰が責任を取るのか。

A8：輸出プログラムの遵守については、リスク管理機関である農林水産省、厚生労働省が責任を持ちます。食品安全委員会は、リスク評価機関として、輸出プログラムの遵守を強く求め、輸出プログラムの遵守状況について必要に応じてプリオン専門調査会に報告を求めます。

2.2 模擬資料の検証

2.2.1 ヒアリング

(1) 検証方法

実際に作成したプレスリリース及び想定 Q&A がわかりやすいかどうかについて、記者に現物を見せ、評価についてヒアリングを行った。なお、記者は、主要なメディアとして新聞・テレビからそれぞれ対象者を選定した。また、いずれについても、純粋に資料としてのわかりやすさを検証するため、事前知識を持たない、食品担当以外の記者を対象とした。

(2) 検証結果

ア. 第一回

① 実施概要

日時	2008 年 3 月 25 日 13:30～14:30
対象者	キー局 社会部デスク
対象資料	プレスリリース（BSE 国内、BSE 輸入）、想定 Q&A 集

②検証結果

■ 全体を通して

- ・ BSE の評価については、多くの記者は輸入の圧力に屈した印象(先入観)を持っている。
- ・ テレビニュースでは、アナウンサーが最初にそのニュースの概要を話す「リード」と呼ばれる文章がある。リードは新聞で言えば見出しと同じで、これを聞けば、そのニュースはすべてわかるという位置づけである。プレスリリースはリードにそのまま使えるようなものが望ましい。
- ・ いずれの発表についても、世の中の流れを変える重要な内容であり、レクチャー付きの発表が行われるのが当然である。

■ 各資料へのコメント・感想

資料	コメント・感想
BSE 国内	・ 20 カ月齢以下の牛が BSE 検査の対象外でも良いという結論はわかるが、そこに至る科学的根拠が書かれていない。 ・ 科学的根拠が書けないから、書いていないのだと思ってしまう。 ・ BSE に関しては、輸入の圧力に屈した印象があり、本当は安全じゃないのに、安全だと言わされているのではないかとそもそも思っている。だから科学的根拠が無いのに、安全だと結論付けているように思ってしまう。 ・ 添付で評価報告書の本体をつけるとしても、プレスリリースの一枚目に結論とそれに至る科学的根拠がわかりやすく説明されなければならない。科学的根拠は、箇条書きで数個（3 個程度）簡単に述べる程度のイメージである。 ・ 「その他の結論」は不要ではないか。少なくとも 4 つ目の「研究の推進」は書かなくても良いだろう。 ・ 言葉遣い、分量は妥当と思われる。
BSE 輸入	・ 結論はわかったが、輸出プログラムの評価は、食品安全委員会の専門性が無くてもできることだ。このプレスリリースには、食品安全委員会の科学的な評価機関としての専門性が見えない。 ・ 輸出プログラムは、そもそも輸入することを前提に与えられた条件であり、これを食品安全委員会が評価するということは、食品安全委員会が外圧に負けたことを証明する印象を与える。 ・ 科学的と対比するものが政治的だとすると、科学が政治に屈した印象を受ける。本来は、政治に対しても、科学的・中立的な立場で意見を言うべきであり、それでこそ食品安全委員会の存在価値があるのではないか。 ・ 輸出プログラムは科学的な評価として書くのではなく、「輸入する場合は、輸出プログラムの実効性の確保を求める」として、食品安全委員会からの要求事項の扱いにしたらどうか。その方が中立的な科学的な評価機関としての声明であることが明確になる。 ・ 結論は、評価できないこと、輸出プログラムの実効性の確保を求めることの 2 つをまとめて書けばよい。
Q&A	・ プレスリリースに書かれていることに論理の飛躍がないかをよくチェックしなければならない。 ・ 社会の人が一般に考えている結論にならない場合は、必ずそこが議論になる。 ・ 本来は、論理の飛躍や一般の考えとの相違は必ず注目される点でありプレスリリースの本文に含められるのが理想であるが、そうでない場合は、Q&A で補足することになる。

イ. 第二回

① 実施概要

日時	2008 年 3 月 26 日 14:00～15:00
対象者	ブロック紙 編集局 記者
対象資料	プレスリリース (BSE 国内、BSE 輸入)、想定 Q&A 集

② 検証結果

■ 全体を通して

- ・ 新聞記事を書く上で、数字は非常に重要である。したがって、結論に書かれている内容を導きだした根拠となるデータを簡単に記載してほしい。
- ・ 数値を出すと資料のボリュームが増えるのであれば、サマリーを活用する手もある。サマリーとは、実際の調査報告書の概要をデータと解説付きで作っている資料のことであり、他省庁では一般的に使われているものである。サマリーがつく場合、プレスリリース本文は「～をお知らせします」といった程度の記述の非常に簡単なものでよく、具体的な結論はすべてサマリーに書かれていればよい。また、サマリーには、用語の解説や背景の解説など、結論の理解に必要な解説も注記で書かれているのが望ましい。
- ・ 中途半端に報告書を抜粋すると、余計にわかりにくいことがある。
- ・ このレベルの話は記者レクをするのが当然である。記者レクはサマリーをもとに行うと良い。
- ・ 新聞記者は、中学校 1 年生が読んでもわかる記事を書くように言われている。したがって、そのレベルまで言葉を考えてプレスリリースを書いてほしい。専門用語は、中学校 1 年生レベルでもわかるような解説をつけてほしい。

■ 各資料へのコメント・感想

資料	コメント・感想
BSE 国内	・ 文章中に () で参照が入っているが、読みづらいのでやめた方がよい。脚注にするか、文章の後ろに出して、文章自体はつながって読めるようにした方がよい。 ・ 「リスク微増」とあるが、その根拠となっているデータが知りたい。「微増」といったとき、実際、20 カ月齢以下の牛を B S E 検査の対象から外した場合と外さない場合、どの程度リスクが変わるのか、具体的な数値が知りたい。新聞記事を書く上で、数字は非常に重要である。 ・ 用語集として 2 枚目にまとめるのではなく、サマリーの本文の中に用語説明をつけると良い。

資料	コメント・感想
BSE 輸入	・ データが不足しているとのことだが、国産牛にはどういうデータがあって、そのうちの何が米国産牛に不足しているのかを説明してほしい。
Q&A	・ 特になし

2.2.2 グループインタビュー

(1) 検証方法

意見交換会での利用を想定した模擬資料②（双方向性を確保する際の提供資料）のわかりやすさを検証するため、一般国民を対象としたグループインタビューを行った。インタビューでは、模擬資料案を見せ、わかりやすいところ、わかりにくいところ、またそれぞれの理由を指摘してもらい、資料の改善のための参考とした。

(2) 検証結果

ア. 実施概要

	第1回	第2回
日時	2008年3月24日 15:15～16:15	2008年3月26日 13:00～14:00
対象者	20-30代女性 3名	20-30代女性 2名
対象資料	双方向性を確保する際の提供資料（意見交換会パワーポイント資料）	

イ. 実施結果

■ 全体を通して

- ・ 畜産物の生産、流通過程、BSE、および BSE 対策等、説明で使われる言葉に関して、間違った認識を持ち、資料の内容を誤解する場合があるため、説明の冒頭等で基礎知識を整理しておく必要があることがわかった。
- ・ スライド1枚における情報量は、適量であると評価された。

■ 各スライドへのコメント・感想

スライド 番号	コメント・感想
1	（中表紙：飼料規制）
2	・ 特定危険部位は具体的にどこか疑問に思った。部位を示すイラストがあるとよいと感じた。 ・ （特にわかりにくいという印象はない。） ・ 後のスライドで SRM と出てきたときに「特定危険部位」であるということがつながらなかった。

スライド 番号	コメント・感想
3	・ スライド 2 との関連がわかりづらい。急に横文字の「SRM」が出てくると、スライド 2 の「病原体が蓄積しやすい部位」と結びつかない。関連があるのであればそれを明示すべき。 ・ 「SRM」が前スライドとつながらず、少し混乱した。 ・ 頭のオレンジと SRM の対応は気付かなかった。文字もオレンジにするなど対応をわかりやすくするとよいかもしれない。
4	・ 感染牛の肉骨粉のみが規制されているように見える。感染牛以外は使用していると思った。 ・ 牛が牛の餌になっていることは知らなかった。 ・ 「BSE の感染源は感染牛を原料とした肉骨粉」という文章はすぐに理解できなかった。 ・ 「×」の表示はわかりやすい。 ・ 「使用禁止」と「×」の表示が印象的で、「感染をシャットアウト」というメッセージが弱く感じた。
5	・ 飼料規制が始まる前はどうかであったのかが不明。 ・ 肉骨粉の使用が禁止されてからは、牛は何を餌にしているのか疑問に思った。 ・ 「○豚/鶏→豚/鶏」というのはわかりづらい。それ以前は禁止されていたが、これから奨励されるようになったということか。 ・ このスライドの内容はすんなり理解できず引っかかった。 ・ 矢印の右左での違い（「食べる牛」と「肉骨粉」）とがすぐにわからなかった。 ・ もう少しひと目で見てわかる書き方にしてほしい。
6	・ 0 ならば安心、と思った。「0」がもっと強調されてもいい。 ・ 分母の単位が何であるのか疑問に思った。（工場？回数？資料の個数？） ・ 「ガイドライン」とは何か。（2001 年 9 月以前の）5 月に何か変わっていたのか。前スライドの飼料規制の経緯との関連も不明。 ・ 細かい数値の意味はわからなかったが、「0」とあったので、ないのだと理解した。
7	・ 飼料規制が効いているというのはわかった。 ・ 「規制前の使用飼料の残存による」の意味がよくわからなかった。「残存」とは農場に残っていたのか、母牛の胎内や牛乳に残っていたのか、どちらにも意味がとれる。 ・ ※印については説明書きで理解できた。
8	（中表紙：BSE 検査）

スライド 番号	コメント・感想
9	・ 突然「21 ヶ月齢」という記述があり、なぜかわからなかった。 ・ 検査では感染しているかどうかわからない、ということを説明しているのがすぐに理解できなかった。 ・ わからないだろうと思っていたので、色がついている文字のみを追って内容を理解していた。
10	・ 縦軸は月齢とした方がわかりやすいのでは。 ・ グラフの横で「20 ヶ月齢以下では検出されていない」と断言されていたので、そうなのだと理解した。
11	(中表紙：国産牛肉と米国・カナダ産牛肉とのリスク評価の比較) ・ 「リスク評価」という言葉自体がわからない。「リスク」という言葉も難しいのに「評価」がつくともっとわからない。
12	・ 「科学的な評価はできない」という結論の前に今回のリスク評価の内容を記載しているともっとわかりやすくなるのではないか。 ・ 下のコメント内の「検証」とはどういう意味かはっきりしない。「遵守状況」「検証」という言葉を見ると常にモニタリングしているように思える。具体的にどのような方法で、どれくらい頻度で行われているのかが知りたい。 ・ 「科学的な」という表現が耳慣れず、すぐに理解できない。 ・ 「リスクの差はほとんど無い」ということを最も強調したいのであれば、ここをもっと強調するようにしてほしい。 ・ 消費者として何を心に留めるべきなのかわからなかった。
13	・ 「SRM」と下段の「病原体の蓄積しやすい脳や脊髄」が対応していることがわからなかった。「SRM」をストレートに説明している部分がなく、この部分で読み解くしかなかった。
14	・ 米国・カナダでは飼料規制は行われているのか疑問に思った。21 ヶ月齢以上には飼料規制がないようにもとれる。 ・ 米国・カナダ産牛肉は日本で検査されるのだろうと思った。 ・ 枝肉の状態でも BSE 検査をしているのだと思っていた。それであれば、輸入牛についても検査ができるはずと思った。 ・ 21 ヶ月齢以上の牛が入ってきてもわからないのは不安である。 ・ このスライドはわかりやすく感じた。前のスライドまででなんとなくわかったような感じだったが、このスライドでこれまでの話がすべてまとまった。 ・ 文字が強調されている「リスクの差はほとんど無い」というメッセージを受け取った。

2.3 検証結果の模擬資料への反映

2.3.1 一方向の情報発信の際に提供する資料

(1) 検証結果の反映方針

ア. BSE 国内

- 結論は、記者の最も関心の高い 20 カ月齢以下の牛を BSE 検査の対象外とした場合の評価に絞って記載し、その他の結論は、補足的な位置づけとして、プレスリリースの最後に簡単に触れる。
- 結論を導き出した根拠を簡潔に箇条書きで記載した。
- ()書きはそれぞれの文章の最後に記載することとした。

イ. BSE 輸入

- 結論は、諮問の内容を受ける形で輸出プログラムを前提とした内容を簡潔に示し、結論を導き出すまでのロジックを解説として付加した。
- ()書きはそれぞれの文章の最後に記載することとした。

(2) 模擬資料および実際に使われた資料との比較

以下に、模擬資料と実際に使われた資料（参考資料）の比較を示す。

ア. BSE 国内

参考資料	模擬資料
プレスリリース 平成 17 年 5 月 6 日 内閣府食品安全委員会事務局 我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価の結果の通知について 標記の件について、別紙のとおり、厚生労働大臣及び農林水産大臣に通知しましたのでお知らせします。 ※ なお、別添評価結果本体は、当委員会のホームページに掲載する予定ですので、添付を省略させていただきます。 【本件連絡先】 内閣府食品安全委員会事務局 評価課 梅田、菊池 電話：03-5251-9163又は9166	わが国における牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに伴う健康影響評価について ーBSE 対策を見直しても国民のvCJD 感染リスクは実質的に変わらないー 平成 17 年 5 月 6 日 内閣府食品安全委員会事務局 食品安全委員会では、平成 16 年 10 月 15 日に厚生労働省、農林水産省から要請を受け、わが国における牛海綿状脳症（以下、「BSE」という）対策の見直しに伴う健康影響評価を行ってきました（添付資料 1 参照）。本日、その結論がまとまりましたのでお知らせいたします（詳細は添付資料 2 参照）。 1. と畜場における BSE 検査についての結論（概要） 20 ヶ月齢以下の牛を BSE 検査の対象から外した場合、国民が BSE 感染牛を食べることによって変異型クロイツフェルトヤコブ病（vCJD）に感染するリスクは、全頭検査を行っている現在と比較して微増にとどまり、実質的に変わらない。 2. 理由 ● 現在、日本では飼料規制と危険部位（SRM）除去によって、BSE の牛から牛への感染防止、及び牛から人への感染の対策は十分に実施されている。 ● BSE 検査では、相当年数を経なければ BSE 感染を検出できないため、国際的には 30 カ月齢以下の牛を BSE 検査の対象外としている。日本では、これまでの BSE 検査の結果検出された最低月齢が 21 ヶ月であり、これより若い牛については検出されていない。したがって、20 カ月齢以下の牛を BSE 検査の対象から外しても、検出の可能性は実質的にはほとんど変わらない。 なお、SRM 除去及び飼料規制については非常に重要な対策であることから改めて徹底と強化を求めている。また、BSE については、未解明な点が多いことから、調査研究のいっそうの推進の必要性についても改めて要請する。
【変更のポイント】	
● 記者の関心事に合わせてプレスリリースの内容、焦点を定める。 ● 内容についても、重要性や社会の関心度合いを加味し、記述の順番、レベルを変える。	

イ．BSE 輸入

参考資料	模擬資料
内閣府記者クラブ 厚生労働省記者クラブ 農林水産省記者クラブへ貼り出し プレスリリース 平成 17 年 12 月 8 日 内閣府食品安全委員会事務局 米国及びカナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価の結果の通知 について 標記の件について、別紙のとおり、厚生労働大臣及び農林水産大臣に通知しましたのでお知らせします。 ※ なお、別添評価結果本体は、当委員会のホームページに掲載する予定ですので、添付を省略させていただきます。 【本件連絡先】 内閣府食品安全委員会事務局 評価課 梅田、菊池 電話：03-5251-9163又は9166	米国及びカナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価について ー輸出プログラムが遵守されれば、国産牛肉とのリスクの差はほとんど無いー 平成 17 年 12 月 8 日 内閣府食品安全委員会事務局 食品安全委員会では、平成 17 年 5 月 24 日に厚生労働省、農林水産省から要請を受け、現在のカナダ・米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取される場合と、わが国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性について、健康影響評価を行ってきました（添付資料 1 参照）。本日、その結論がまとまりましたのでお知らせいたします（詳細は添付資料 2 参照）。 1. 結論（概要） 輸出プログラム（全頭からの SRM 除去、20 ヶ月齢以下の牛に限定等）で管理された米国から輸入される牛肉については、国産の牛肉との BSE リスクの差は非常に小さく、実質的にはリスクの差はほとんど無いといえる。 2. 解説 カナダ・米国産牛肉のリスク評価については、データの質・量ともに不足があり、また、輸出プログラムの実効性についての評価はできなかった。したがって、米国・カナダ産牛肉の BSE リスク評価は現時点ではできていない。 しかしながら、輸出プログラムが遵守されれば、米国・カナダ産の牛肉の BSE 対策は国産牛肉の対策とほとんど同じであるため、国産の牛肉との BSE リスクの差は非常に小さく、実質的にはリスクの差はほとんど無いといえる。なお、この結論は輸出プログラムを前提にしたものであり、食品安全委員会は輸出プログラムの実効性の確保を不可欠なものとして、農林水産省からその実効性、遵守状況について検証結果の報告を求める。
【変更のポイント】	
● 記者の関心事に合わせてプレスリリースの内容、焦点を定める。 ● 結論を明確に記述するとともに、それを簡単に補足する解説を付加した。	

2.3.2 双方向性を確保する際の提供資料

(1) 検証結果の反映方針

2.2.2 に示したグループインタビューの結果の模擬資料案への反映方針を以下に示す。

スライド番号	修正内容
2	・ 「特定危険部位（SRM）」の解説を追加。 ・ 次スライドとの関連を明確にするため、対策に番号振り。
3	・ 前スライドに対応し、各対策に番号付記し、用語も統一 ・ 特定危険部位（SRM）は耳慣れない用語のため、解説を再掲。
4	・ 飼料規制の背景となっている BSE の感染源と飼料の関係を説明。
5	・ スライド 4 と対応させ、飼料規制の内容について説明し、飼料規制は感染牛のみでなく、全ての牛についての規制であることを明確化。 ・ BSE の感染源、感染経路と関係のない鶏・豚に関する記述は削除。
6	・ 「ガイドライン」に関する記述は不要のため削除。 ・ 2001 年 5 月と 6 月の間で検査手法に変更があったことを記載。
7	・ 規制後に感染した 1 頭に関する説明部分で、飼料の「残存」についての説明の見直し。
9	・ BSE 検査は、牛の脳を調べる検査である説明を追加。 ・ 「潜伏期間」に関する説明の見直し。
12	・ 最も重要なメッセージを強調。 ・ 「輸出プログラムの実効性・遵守状況の検証」を平易な表現に修正。
13	・ 「特定危険部位（SRM)の除去」の見直し。
14	・ 21 ヶ月齢以上の米国産・カナダ産牛肉にも国内規制が実施されていることが分かるように修正。

(2) 模擬資料および実際に使われた資料の比較

参考資料

模擬資料（スライド 2、3）

対応資料
なし

国内産牛のBSE対策

◆新たにBSEに感染させない

→① 飼料規制

◆BSE感染牛を流通させない

→② BSE検査

◆人に感染させない

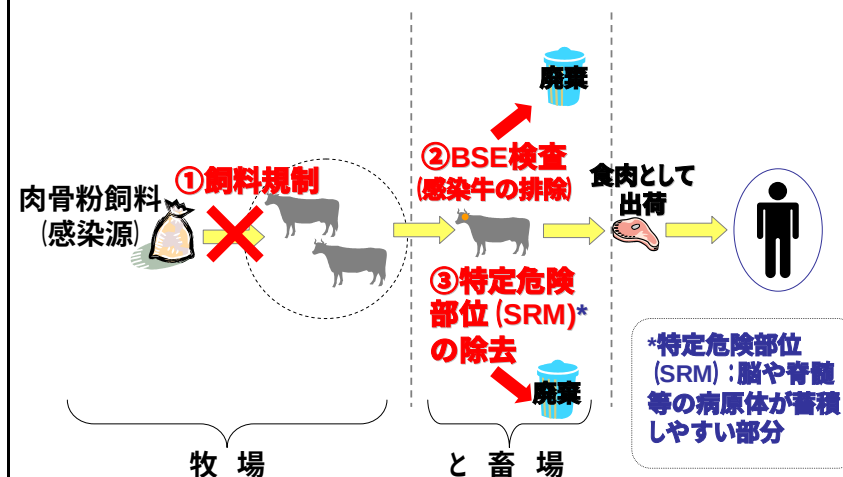
→③ 特定危険部位 (SRM) の除去

牛の脳や脊髄等の病原体が蓄積しやすい部分

2008年〇月〇日 意見交換会用資料 食品安全委員会

2

国内産牛のBSE対策

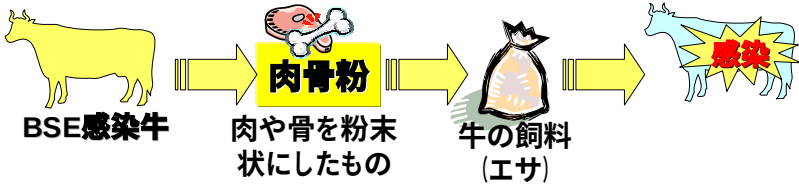


2008年〇月〇日 意見交換会用資料 食品安全委員会

3

【変更のポイント】

- 全体像を提示してから、各論を展開するような資料構成とする。
- 全体像を提示する際には、聴衆にイメージを持たせることを意識する。
 - わかりやすい言葉を用いる
 - 短いフレーズで伝える
- 一般的に用いられない言葉（ここでは、「特定危険部位」）を使う際には、かならず説明を明記する。

参考資料	模擬資料（スライド 4）
対応資料なし	飼料規制の背景：BSEの感染源  BSE感染牛 肉骨粉 肉や骨を粉末 状にしたもの 牛の飼料 (エサ) 感染 BSEの感染源は、感染牛を原料 とした肉骨粉を使った飼料 2008年〇月〇日 意見交換会用資料 食品安全委員会 4
【変更のポイント】	
● 資料の構成上の重要な項目（ここでは、対策の1つである「飼料規制」）については、必ず解説スライドを作成する。 ● 一般的に知られていない背景（ここでは、牛の飼料として肉骨粉が用いられている点）は説明する。	

参考資料

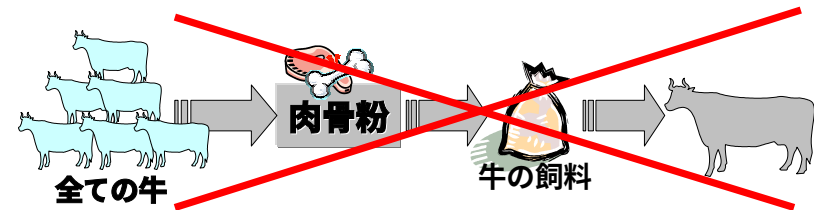
2、飼料規制

- ・飼料の**交差汚染**: 2001年10月以前は可能性を否定できない
- ・2003年7月以降、牛用の飼料製造工程を専用化し、2005年3月31日から完全実施

国内産肉骨粉の飼料への混入リスクは
「無視できる」

模擬資料（スライド5）

飼料規制とは



牛を肉骨粉に加工することを**禁止**

肉骨粉を使用した飼料を牛に与えることを**禁止**

感染をシャットアウト

2008年〇月〇日 意見交換会用資料 食品安全委員会

5

【変更のポイント】

- 資料の構成上の重要な項目（ここでは、対策の1つである「飼料規制」）については、必ず解説スライドを作成する。
- 図で説明する際には、図から伝えたい内容を文章でも併せて記載する。

参考資料

飼料規制の評価:これまでの検査結果の検証

肉骨粉分析法	顕微鏡検査	ELISA（追加法）	PCR法
検出対象	肉骨粉（獣骨）	動物由来タンパク質	動物由来DNA
適用範囲	配合飼料、単体飼料	配合飼料、単体飼料	配合飼料、単体飼料
識別範囲	魚骨と獣骨	動物種（牛、豚、鶏）	動物種（哺乳動物すべて、鳥類）
検出感度（含有量）	0.1～0.3%	0.1%	0.01～0.1%
組織特異性 種特異性 加熱の影響	高い ない～低い 少ない	中程度 中程度 影響をうける	ない 高い 影響を受ける

飼料工場での混入検査結果

	承認飼料工場	その他の飼料工場	検査方法
2001年2月～2001年5月 （ガイドライン前）	0/73	0/9	顕微鏡
2001年6月～2004年3月	0/794	0/126	顕微鏡、PCR,ELISA

模擬資料（スライド6）

飼料規制の徹底状況

◆飼料工場での肉骨粉飼料混入検査結果

	承認飼料工場	その他飼料工場
2001年2月～2001年5月	0/73	0/9
新たな検査方法を追加		
2001年6月～2004年3月	0/794	0/126

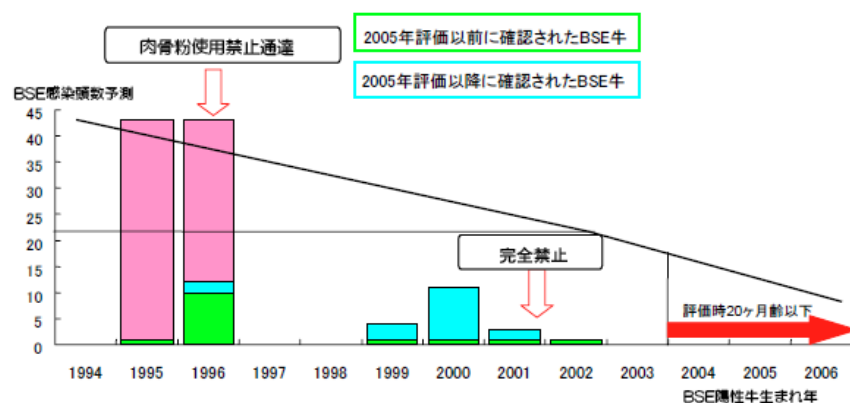
⇒牛用の飼料への肉骨粉の混入はない

【変更のポイント】

- 1枚のスライドでの情報量が過剰にならないようにする。
- データを提示する際には、データを提示する目的を明確にして必要な項目のみを記載する（ここでは、検査方法の情報は不要）。
- 専門用語はなるべく用いないようにする。
- データを提示する際には、データから伝えたい内容を文章でも併せて記載する。

参考資料

飼料規制のリスク低減効果の予測と検証



- ・1995年、1996年生まれの牛は何らかの要因で汚染された
- ・1996年の肉骨粉使用禁止通達の効果は強くなかったが、あったと思われる
- ・2001年の規制は強い効果を持つ（禁止直後は遵守されなかったかも知れない）

模擬資料（スライド7）

飼料規制の有効性

◆ 飼料規制実施（2001年10月）前後でのBSE感染牛頭数の比較

	生年月日	感染頭数
規制前	～2001年10月生まれ	33頭
規制後	2001年10月～生まれ	1頭※

⇒飼料規制で新たなBSE感染を防止できている

※規制後の1頭は2002年1月生まれであり、牧場に残っていた規制前の飼料が原因と推定

2008年〇月〇日 意見交換会用資料 食品安全委員会

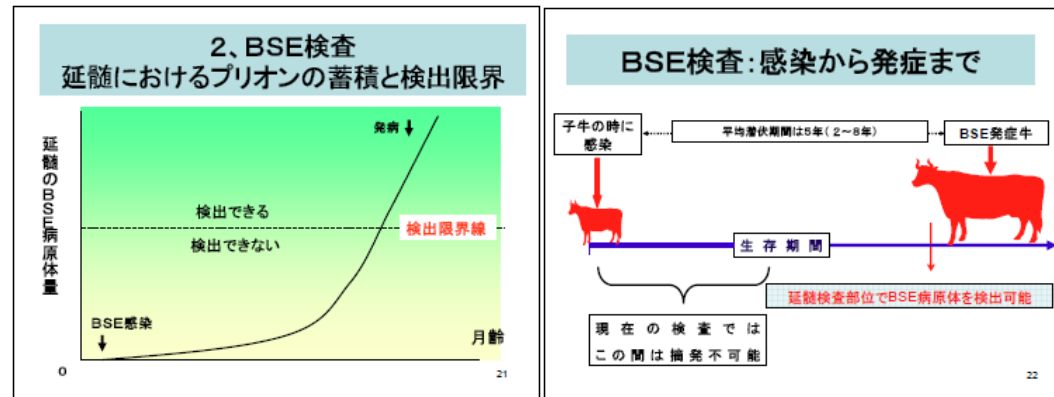
7

【変更のポイント】

- 見方の説明が必要なグラフは作成しない。
- データを提示する際には、データを提示する目的を明確にして必要な項目のみを記載する（ここでは、予測値の情報は不要）。
- データを提示する際には、データから伝えたい内容を文章でも併せて記載する。
 - 文章にするポイントは絞る。
- グラフがわかりやすいとは限らない。
 - グラフを見慣れていない人に配慮する。

参考資料

模擬資料（スライド9）



BSE検査とは

◆BSE検査

- 牛の脳を採り、BSEに感染しているかを調べる
- 2001年10月からBSE検査を実施
- 食肉処理場で行う

◆BSE検査の限界

- 牛が一定の年齢に達するまではBSE検査をしても感染がわからない
 - 感染後2~8年の潜伏期間がある
 - 潜伏期間の間に病原体が牛の体内に蓄積される
 - 生まれてすぐ感染しても蓄積まで時間がかかる

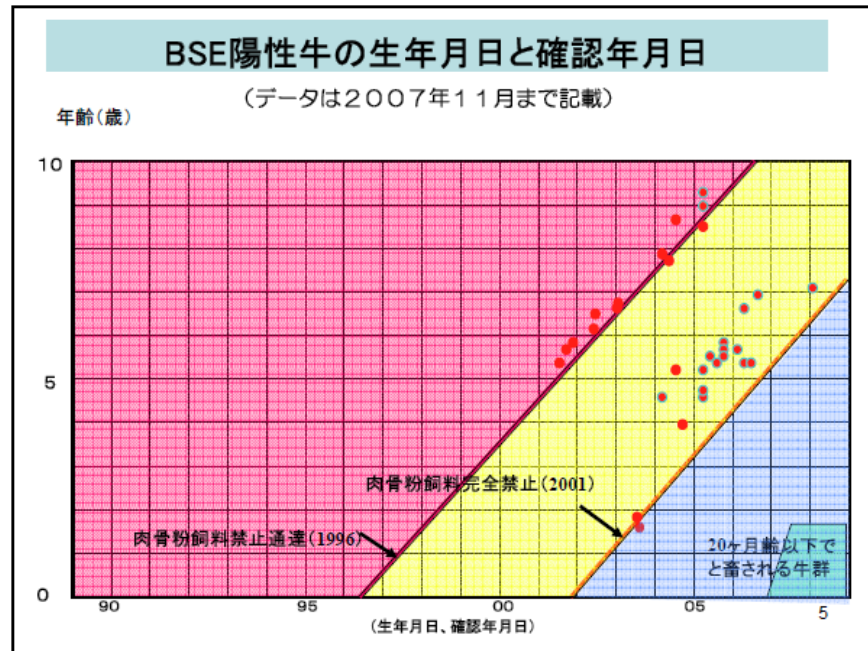
2008年〇月〇日 意見交換会用資料 食品安全委員会

9

【変更のポイント】

- 資料の構成上の重要な項目（ここでは、対策の1つである「BSE 検査」）については、必ず解説スライドを作成する。
- グラフや図がわかりやすいとは限らない。
 - グラフを見慣れていない人に配慮する。
 - 図だけを提示するなら、文章の方がわかりやすい。
- 専門用語（ここでは、「プリオン」）はなるべく用いないようにする。

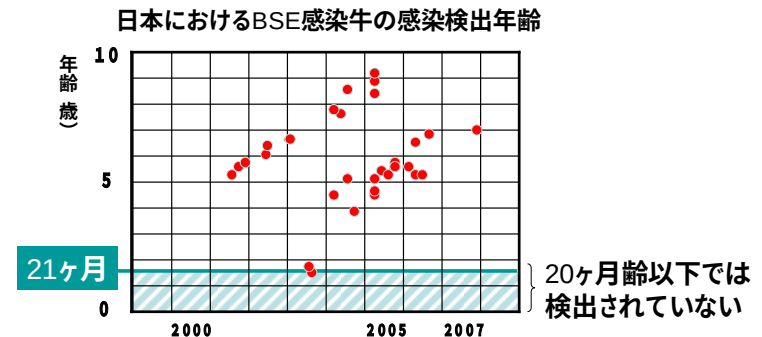
参考資料



模擬資料 (スライド 10)

BSE検査の限界

- ◆ BSE検査が有効となる年齢は、現段階では科学的に定めることはできない
- ◆ これまでの検査の実績から21ヶ月齢以上と決定



2008年〇月〇日 意見交換会用資料 食品安全委員会

10

【変更のポイント】

- 見方の説明が必要なグラフは作成しない。
- データを提示する際には、データを提示する目的を明確にして必要な項目のみを記載する（ここでは、飼料規制に関する情報は不要）。
- データを提示する際には、データから伝えたい内容を文章でも併せて記載する。
- わからないこと（ここでは、検出限界の年齢）は明確にする。

参考資料

結 論

- 仮定を入れた上での、科学的同等性評価は困難
- 輸出プログラムが遵守されたと仮定した場合、米国・カナダ産牛肉等と国産牛肉等のリスクの差は非常に小さい
- 輸入が再開された場合、輸出プログラムの実効性・遵守状況の検証・報告が必要

模擬資料（スライド 12）

結論

現段階では国内産牛肉と比較するためのデータが不足し、輸出プログラムの実効性も評価できないため、BSEリスクの科学的な評価はできない。

ただし…

**輸出プログラムが遵守されれば、
米国・カナダ産の牛と国産牛の
リスクの差はほとんど無いと考えられる。**

よって…

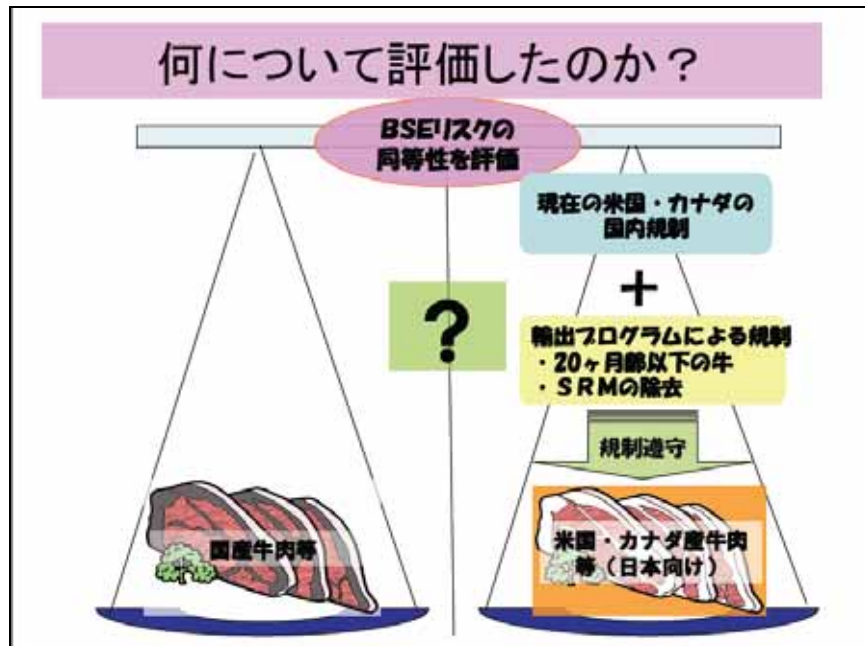
食品安全委員会は、農林水産省に対して
**輸出プログラムが実際に守られているかどうか、
調査・報告を要請。**

2008年〇月〇日 意見交換会用資料 食品安全委員会

12

【変更のポイント】

- 一般的に用いられない言葉（ここでは、「科学的同等性評価」）は用いない。
- わからないこと（ここでは、科学的にリスク評価を行うことはできない、ということ）は明確にする。
 - あいまいな表現（ここでは、「評価は困難」という表現）は用いない。
- 特に重要なポイント（ここでは、2項目）は強調して記載する。



輸出プログラムとは

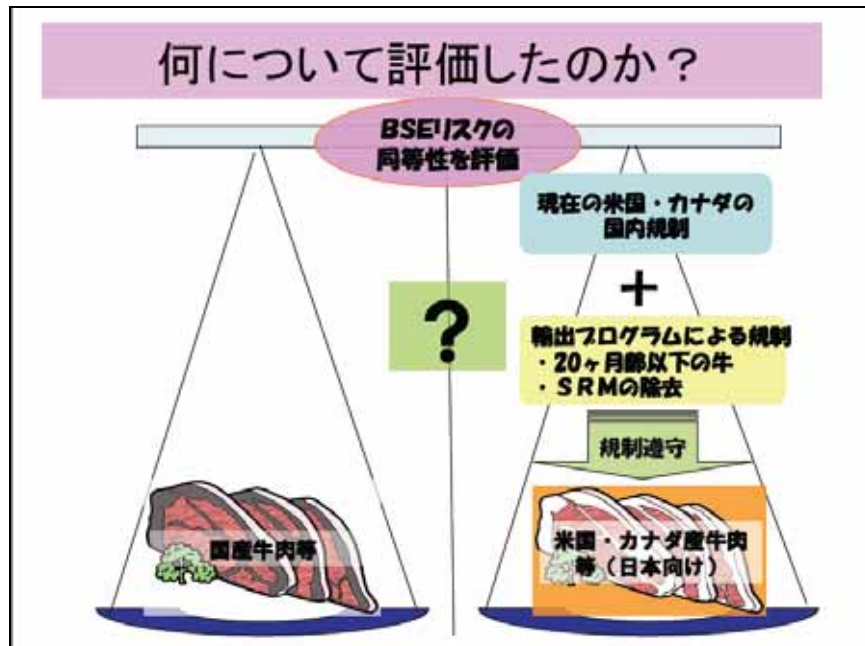
- ◆ 米国およびカナダ政府と取り決めた日本へ牛肉を輸出するために守るべき条件

1. 特定危険部位 (SRM) の除去
 - － 病原体の蓄積しやすい脳や脊髄等の特定危険部位 (SRM) は必ず除去する
2. 20ヶ月齢以下と証明される牛
 - － 国内産牛も20ヶ月齢以下はBSE検査対象外であり、これと同じ条件にする (BSE検査の限界)

【変更のポイント】

- 資料の構成上の重要な項目（ここでは、「輸出プログラム」）については、必ず解説スライドを作成する。
 - 解説スライドはその項目が登場する直前もしくは直後に配置する。
- 一般的に用いられない言葉（ここでは、「特定危険部位」）を使う際には、かならず説明を明記する。

参考資料



模擬資料（スライド 14）

国内産と北米産輸入牛肉の対策比較

□：輸出プログラム

分類	国産牛肉		米国産・カナダ産牛肉	
	20ヶ月齢以下	21ヶ月齢以上	20ヶ月齢以下	21ヶ月齢以上
対策	飼料規制	飼料規制 BSE検査	国内規制 (飼料規制)	国内規制 (飼料規制)
	+		+	↓
	SRM除去		SRM除去	輸入対象外
	↓		↓	
	リスクの差はほとんど無い			

2008年〇月〇日 意見交換会用資料 食品安全委員会

14

【変更のポイント】

- 資料のテーマ（ここでは、「BSE 対策のポイント」）に沿った資料構成とする（この場合は、リスク評価についての結論で終わるのではなく、対策と結びつけるスライドが必要となる）。
- 資料全体を通じてのまとめのスライドは必ず作成する。
 - リスクコミュニケーションを目的とした資料では、かならず最後にリスクメッセージをまとめたスライドを作成する。

2.3.3 質疑応答を念頭に置いた資料

(1) 検証結果の反映方針

Q&A については、プレスリリースの書き方によって影響を大きく受けること、および、そのときの社会情勢によって関心は変わることなどから、当時の状況を想定して Q&A を評価することは難しく、ヒアリングでは、具体的な要望は出されなかった。

ただし、記者のヒアリングを参考にすると、以下のような点については、Q&A に含めて簡単に回答できるよう、検討を行っておく必要があるといえる。

- そのときに特に報道で話題になっている事項
 - 政治的な駆け引き、話題との関連
 - 外交交渉との関連
 - 委員の辞任、その他スキャンダル等に関する話題との関連
 - 政策の変更及び社会的影響に関する責任追及
- 根拠となる数値

また、記者は必ずしも当該分野の専門知識を持つとは限らないため、プレスリリース本文と同様に、Q&A についてもできるだけ簡潔、かつ、一般的な言い回しを検討する。特に Q&A については、文書で手渡すわけではなく口頭で説明されるため、通常使わない専門用語については記者が聞き取れず、結果的に誤報につながる可能性もあるので、注意する必要がある。

3. 資料作成・検証ガイド

本調査で作成した模擬資料それぞれについて、作成の際のポイントを整理した。これらの留意点を資料作成時のチェックリスト一覧の形でまとめることで、作成した資料のわかりやすさ等を迅速に確認することが可能となる。

3.1 一方向の情報発信の際に提供する資料

評価結果等をマスメディア向けに発表する際のプレスリリース作成時のポイントを解説する。

(1) 主文(1枚目)の内容は適切か。

■ **ステークホルダー分析の結果、記者や社会の関心事に合わせた切り口で内容を編集できているか。**

プレスリリースはニュースの素材を扱う文書である。ニュースとは新しい情報のことであり、行政機関同士の手続きや、あらかじめスケジュールが決まっている内容は社会にとって既知の事実であり、ニュースではない。したがって、何がニュースであるか、何を報道してもらわなければならないのかを検討のうえ、プレスリリースの切り口を考える。

■ **伝えたいこと（結論）を一文で表現しているか。**

新聞記事、テレビのニュース番組で1つのニュースに使われる記事スペース、および放映時間はごく限られており、発表したプレスリリースの内容全てが報道されることはほとんどない。実際には、プレスリリースを読んだ記者が重要と判断した内容が報道されることとなる。発表側の意図したとおりの報道が毎回なされるとは限らないが、プレスリリースによって何を最も伝えたいのかを明示することで、記者の誤解を防止することができる。とともに、報道される場合にもその内容を踏まえて編集される可能性が高くなる。結果として意図した切り口とは違ったトーンの報道になったとしても、前提として食品安全委員会が伝えなかった要素については、報道に含めてもらえる可能性が高い。

また、マスメディア、および一般国民にとって、多くの場合において、最も知りたいポイントは、リスク評価の専門的な内容よりも結論とそこから導かれる政策であり、主文で結論がなるべく端的にわかりやすく表現されていることが重要である。

■ **見出しは、ステークホルダーの関心に合わせた言葉で端的にプレスリリースの目的を表しているか。**

■ **サブタイトルは記事の見出しを意識したものになっているか。**

限られた時間で報道の内容を決める記者にとって、プレスリリースの見出し、およびサブタイトルを見て、内容を読み進むか、記事になるかどうかの判断材料になる。このため、ステークホルダーの関心に合わせた言葉、表現を用い、何の目的で、何を発表しているのかが端的にわかるような見出しをつけ、新聞記事の見出しにそのまま使われることを意識したサブタイトルをつけることが望ましい。

■ プレスリリースの背景が簡単に説明されているか。

社会部や経済部等、日頃から食品安全関連のテーマに接していない記者は、発表にいたった経緯や周辺情報を必ずしも把握しているとは限らない。このため、発表に至った背景や経緯について、簡単に説明する必要がある。たとえば、評価結果について発表する場合には、いつ、どこから諮問を受けたのか、自ら評価の場合は、その理由、また、なぜこのタイミングで発表するのか等について簡単な説明を加える。

■ リスク管理機関（厚生労働省、農林水産省等）との役割分担、連携体制が明確に示されているか。

記者や一般市民等のステークホルダーの多くは、食品安全委員会と厚生労働省、農林水産省等の他省庁との役割分担について正確な知識を持っていない。食品安全委員会が科学的な評価を実施し、それに基づいてリスク管理機関が対応、対策を決めるといった基本的な構造についても理解されていない場合があるので、発表の際には、誤解を招かないように、役割分担を明確に示すと同時に、どのような連携体制をとっているのかについて説明することが重要である。

■ 結論のみがまとめられ、詳細情報は添付資料とされているか。

プレスリリース本体（1枚目）の情報量が多すぎると、焦点がぼけてしまい、何が最も重要なメッセージなのかがわかりにくくなる場合がある。このため、プレスリリース本体には、結論のみをまとめ、結論に至るまでの詳しい評価内容や根拠としたデータ等の情報は添付資料（2枚目以降）とし、情報の重要度に応じ、扱いを変える必要がある。専門用語や専門的資料の解説についてもまとめて添付資料とする。

(2) 不適切な内容が含まれていないか。

- **プレスリリースとして不適当な表現（主観的な表現、業界用語、差別用語等）は使われていないか**
- **間違った情報や過剰な情報が記載されていないか**

プレスリリースの不適切な表現や間違った情報が一度報道されると、後日、訂正記事等を出しても最初の報道を目にした人全員に届くとは限らない。また、データベース化された記事が将来にわたって引用され続ける場合もあるため、プレスリリースの内容の確認には細心の注意を払う必要がある。

- **他省庁の発表内容と矛盾する情報が記載されていないか**

同じ事象について他省庁からも発表がある場合には、それらの内容と矛盾するような情報がないかを確認する。他省庁との発表内容に矛盾があると、混乱を招くと同時に、連携体制について疑問視される可能性もあるため、注意が必要である。

(3) 資料としてわかりやすくまとめられているか

- **文字の大きさ、行間、文字の装飾・レイアウト（太字・下線・枠囲い、箇条書き、表組み）の配慮がなされているか**

記者は時間に追われているため、プレスリリースは、レイアウトも含め、視覚的にもポイントがわかりやすいものとなっていることが重要である。キーメッセージなど、特に重要な情報については、**太字**にする、下線をつける、**枠で囲む**など、一目で重要箇所がわかるように工夫する。

- **文章は短い（目安：1文5行、150字以内）**

読みやすく、短時間で理解できるように、一文は短く、目安としては最大でも150字以内、5行以内に収める。長く、区切りがわかりにくい文章は、そのまま引用されにくく、間違った解釈がなされる可能性が高まる。

ただし、関連法令や評価書のタイトル等、正確性を優先する必要がある場合もある。

■ **専門用語や略語を避けている、あるいは用語集を別添するなどしてわかりやすく解説しているか**

一般になじみのない専門用語や略語はなるべく用いず、できるだけ平易な表現を使用する。ただし、食品安全委員会はリスク評価機関であり、科学的な専門用語を使わざるを得ない事情もある。したがって、その場合は用語集をつけたり、簡単な解説を本文中に加えるなどの配慮が必要である。

用語集があれば、用語の意味等の基本情報に関する記者からの問い合わせや記者会見での質問を省き、対応時間が短縮できるため、記者会見では、キーメッセージにフォーカスした説明、質疑応答を行うことができる。

表 II-5 プレスリリース作成の際のチェックリスト

チェック項目	評価
① 主文（1枚目）の内容は適切か （各4点）	小計 /28
■ ステークホルダー分析の結果、記者や社会の関心事に合わせた切り口で内容を編集できているか。	
■ 伝えたいこと（結論）を一文で表現しているか	
■ 見出しは、ステークホルダーの関心に合わせた言葉で端的にプレスリリースの目的を表しているか	
■ サブタイトルは記事の見出しを意識したものになっているか	
■ プレスリリースの背景が簡単に説明されているか	
■ リスク管理機関（厚生労働省、農林水産省等）との役割分担、連携体制が明確に示されているか	
■ 結論のみがまとめられ、詳細情報は添付資料とされているか	
② 不適切な内容が含まれていないか （各2点）	小計 /6
■ プレスリリースとして不適当な表現（主観的な表現、業界用語、差別用語等）は使われていないか	
■ 間違った情報や過剰な情報が記載されていないか	
■ 他省庁の発表内容と矛盾する情報が記載されていないか	
③ 資料としてわかりやすくまとめられているか （各2点）	小計 /6
■ 文字の大きさ、行間、文字の装飾・レイアウト（太字・下線・枠囲い、箇条書き、表組み）の配慮がなされているか	
■ 文章は短いか（目安：1文5行、150字以内）	
■ 専門用語や略語を避けている、あるいは用語集を別添するなどしてわかりやすく解説しているか	
合計	/40点

3.2 双方向性を確保する際の提供資料

(1) ステークホルダー分析結果が反映されているか。

■ **各ステークホルダーの興味・関心事、および発表の影響を考慮した内容となっているか。**

3.1 に示したステークホルダー分析の結果に基づき、各ステークホルダーが発表内容に関してどのような興味、関心事を持っているか、また、発表が与える影響についても考慮した構成、内容となっているかを確認する。

■ **特定のステークホルダーを優遇・軽視する内容となっていないか。**

実際の発表の際の聴衆が一部のステークホルダーである場合も、その後の影響を考慮し、特定のステークホルダーを優遇したり、逆に、軽視したりする内容は避けるべきである。資料は、報道はもちろん、他の場でも引用される可能性がある。そのため、資料作成に当たっては、関連するステークホルダー全ての目に触れることを十分に考慮する必要がある。

(2) 説明内容は適切か。

■ **キーメッセージは、最大3つまで、それぞれが100字以内（目安）の短文で表現され、大きさ、色等で視覚的に強調されているか。**

食品安全委員会の発表内容は、どのステークホルダーに対しても、誰が話しても同じように正確に伝わらなくてはならない。このため、食品安全委員会として伝えたい、最も重要なメッセージ（キーメッセージ）を作成し、資料に反映させることが重要である。

キーメッセージは、最大でも3つまでで、それぞれも端的に、100字以内の短文で表現する。また、視覚的にも重要であることを明らかにするため、文字の大きさや色、囲み等を用いて工夫する。

■ **専門用語、略語を用いていないか。どうしても言い換えられない場合は、わかりやすく解説しているか。**

一般になじみのない専門用語や略語はなるべく用いない。どうしても説明に必要で、かつ、平易な表現に言い換えられない場合は、わかりやすい解説文を載せる等の配慮が必要である。

■ **中学生でも理解できるような説明になっているか。**

「わかりやすさ」の基準は、中学生が理解できるレベルとする。中学生を対象とした資料を作成していることをイメージして、使用する用語や表現を選択する。

■ **報道等に取り上げられている内容を確認し、反論、訂正が必要な場合には、内容を明示しているか。**

発表内容に関連する報道をチェックし、メディアの論調を確認する。メディア、およびメディアを通して各ステークホルダーの疑問点や見解の根拠となっている情報に間違いや誤解があり、食品安全委員会として反論、訂正が必要な場合には、資料にも反映させる。

(3) 表やグラフ等の図表、および数値が効果的に利用されているか。

■ **端的に文章で説明できる内容を、図表を用いることでかえってわかりにくくしていないか。**

グラフや表を用いることで必ずしもわかりやすい説明となるとは限らず、かえってわかりにくくなる場合があることに留意する。結論を文章で端的に表現する方がわかりやすい説明となる場合もあるため、むやみに図表を用いず、その必要性について確認する。

■ **座標軸を使った図を使用している場合、同じグラフ、表に3つ以上の軸を設定せず、それぞれもシンプルなものにしているか。**

座標軸を使ったグラフ等の図を使用する場合には、1つの図表で多くのことを説明しようとしな。解釈に説明が必要となるような図表は用いず、シンプルな図表に分割できる場合は、スライドを分け、それぞれについてポイントを説明する。

■ **一般に馴染みのない単位を使っていないか。**

数値を用いる場合は、一般に馴染みのない単位を用いない。数値ではなく、言葉で説明できないか、単位をつける必要があるかなどの代替案を検討する。

(4) 資料としてわかりやすいか。

■ **文字の大きさ、行間、文字の装飾・レイアウト（太字・下線・枠囲い、箇条書き、表組み）の配慮がなされているか。**

キーメッセージ等の重要な情報と、経緯や用語解説等の補足的な説明の重要度の違いが、太字や下線、枠などを用いて、視覚的にもわかりやすくなっているかを確認する。また、文章を用いて説明する場合には、箇条書きや表組みを用いるなど、レイアウトを工夫する。

■ **論点、ポイントはスライド 1 枚につき 1 つに絞られ、似た概念、言葉などが 1 枚のスライドに混在していないか。**

パワーポイント資料を用いる場合、論点、ポイントは、スライド 1 枚につき、1 つに絞って説明する。複数の論点、ポイントが同じスライドに混在すると、混乱を招く可能性が高い。また、似た概念や言葉が同じスライドに混在している場合には、それぞれを整理し、スライドを分けて別々に説明するなどの代案を検討する。

■ **文章は短い。（目安：1 文 3 行、100 字以内）**

■ **パワーポイント資料の場合、フォントは最小でも 24 ポイントを使い、スライド 1 枚の文字量は 150 字以内（目安）に収められているか**

文章で説明する場合は、1 文は目安として 3 行、100 字以内に収めるようにする。スライドを広い会場で上映することを想定した場合、会場の最後列からも見えるように、フォントは最小でも 24 ポイントを使う。また、スライド 1 枚での文字量は、最大でも 150 字程度とする。

(5) その他の場面での利用を考慮しているか。

■ **各ページに会の名称・日付は記載されているか。**

発表資料は、一部のみ、単独で引用される場合があるため、いつ、誰（どこ）が、どのような機会で発表した資料であったのかが各スライド（ページ）に記されている必要がある。評価結果が見直されるなど、同一のテーマに関するメッセージが更新される可能性もあり、注意が必要である。

■ **一部のみ引用された場合に誤解を招く表現となっていないか。**

発表資料の一部のみが引用された場合に、他の説明と切り離すと、意図していない解釈がなされるなど、誤解を招くような表現となっていないかを確認する。

表 II-6 意見交換会スライド作成の際のチェックリスト

チェック項目	評価
① ステークホルダー分析結果が反映されているか (各4点)	小計 /8
■ 各ステークホルダーの興味・関心事、および発表の影響を考慮した内容となっているか	
■ 特定のステークホルダーを優遇・軽視する内容となっていないか	
② 説明内容は適切か (各4点)	小計 /16
■ キーメッセージは、最大3つまで、それぞれが100字以内(目安)の短文で表現され、大きさ、色等で視覚的に強調されているか	
■ 専門用語を用いていないか。どうしても言い換えられない場合は、わかりやすく解説しているか	
■ 中学生でも理解できるような説明になっているか	
■ 報道等で取り上げられている内容を確認し、反論、訂正が必要な場合には、内容を明示しているか。	
③ 図・グラフ・数値が効果的に利用されているか (各2点)	小計 /6
■ 端的に文章で説明できる内容を、図表を用いることでかえってわかりにくくしていないか。	
■ 座標軸を使った図を使用している場合、同じグラフ、表に3つ以上の軸を設定せず、それぞれもシンプルなものにしているか。	
■ 一般に馴染みのない単位を使っていないか	
④ 資料としてわかりやすいか (各2点)	小計 /4
■ 文字の大きさ、行間、文字の装飾・レイアウト(太字・下線・枠囲い、箇条書き、表組み)の配慮がなされているか。	
■ 論点、ポイントはスライド1枚につき1つに絞られ、似た概念、言葉などが1枚のスライドに混在していないか	
■ 文章は短いか。(目安: 1文 3行、100字以内)	
■ パワーポイント資料の場合、フォントは最小でも24ポイントを使い、スライド1枚の文字量は150字以内(目安)に収められているか	
⑤ その他の場面での利用を考慮しているか (各2点)	小計 /4
■ 各ページに会の名称・日付は記載されているか	
■ 一部のみ引用された場合に誤解を招く表現となっていないか	
合計	/42点

3.3 質疑応答を念頭に置いた資料

(1) 想定される質問を網羅できているか。

記者会見や問い合わせ対応のための質疑応答を念頭に置いた想定Q & Aを作成する場合には、漏れなく想定される質問を網羅することが重要である。食品安全委員会からの発表においては、以下の項目をカバーできているかを確認しながら質問を整理する。

■ プレスリリースに盛り込むことができなかった詳細情報

プレスリリースは非常に簡潔に結論だけを述べるものであり、掲載できる情報は限られている。また、プレスリリースで伝えられる情報は基本的に発表者が発表したい内容に限定されており、受け手の関心すべてに回答する内容ではない。既に報道されている関連ニュースとの事実関係の整理や、結論を導くまでの家庭については、プレスリリースに含めることができないため、これらについては、Q&A で簡潔に説明できるようにしておく。

■ プレスリリースを読んだ場合に新たに生じる疑問点

プレスリリースに記載される情報は、記者が初めて目にする情報である場合も多く、また、限定された情報量であることから、記載されている内容だけで背景情報や意図のすべてを理解することはできない。したがって、プレスリリースが完成したら、記者の目線に立って、プレスリリースを読み直し、疑問を出して Q&A に含める作業が必要である。この場合、プレスリリースの作成者本人は客観的な視点を持つことが難しいため、作成作業に携わっていない関係者に、第三者の目で疑問点の抽出を依頼することが有効である。

■ 専門用語、知識に関する解説

記者全員が食品安全や科学的評価に関する基本知識を持っているとは限らない。プレスリリースでは専門用語の使用をなるべく避けることが望ましいが、やむをえず使用した場合、また、科学的な専門知識を必要とするような内容が含まれている場合には、Q&A で丁寧な説明ができるように準備しておく必要がある。また、質問が出た場合に渡すことのできる解説資料や更に詳しい情報を得られる出典情報を用意しておくことより効果的である。

■ 海外事例、過去事例との比較

プレスリリースでは説明されない発表事項に直接関係のない海外および過去の類似事例

との関連や比較についてのメディアが高い関心を寄せる場合が多い。このため、例えば、評価結果に関する発表であれば、米国、欧州等の諸外国での評価結果との違いとその理由等について説明できるように整理しておく。

■ **他の発表者（事業者・他省庁等）の方針や見解との相違点、および連携体制**

発表事項に関して、事業者や他省庁、地方自治体等、他の発表者の方針や見解と差異がある場合、メディアからの関心が集中する場合がある。このため、発表に際しては、他の発表内容をチェックし、相違点がある場合は内容、およびその理由について整理し、連携体制についても説明できるように準備しておく。

■ **最新の知見に関する情報と関連**

科学的な分析方法や結果に関する最新の知見について、メディアからの関心は高い場合が多い。特に、発表内容の根拠となっている科学的な知見と一致しない最新の知見が存在する場合、なぜその最新の知見を採用していないのか、今後、検討する予定はあるのか等、取り扱いについてあらかじめ検討しておく必要がある。

■ **世論やこれまでの報道内容との関連**

メディアからの設問は、発表の主旨と直接関係あるかどうかに関らず、世論、およびこれまでの関連するテーマの報道で争点となっている事項との関連について集中する可能性が高い。このため、発表内容に関連して、どのような世論が形成されているか、また、メディア報道で争点となっている論点は何かについて、ステークホルダー分析結果を参考に、発表内容との関連を整理しておく。

(2) 回答は適切か。

■ **「言えること」と「言えないこと」が明確に区別されているか。**

発表事項について、「言えること」と「言えないこと」を整理し、スポークスパーソンやメディアの問い合わせに回答する担当者にわかりやすいように明確に区別されて表記されているかを確認する。たとえば、責任追及やスキャンダルのようなプライバシーに係る問題については、特に「言えること」「言えないこと」の線引きを明確に決めておかないと、組織としての責任問題に発展する可能性がある。

■ **主文の内容と矛盾していないか。**

質疑応答では、プレスリリースに記載できなかった詳細情報について説明することとなる。補足説明や表現が主文の内容と矛盾するような内容となっていないか確認する。

(3) わかりやすくまとめられているか。

■ **設問がキーワード、項目ごとに分類され、会見時も質問が見つけやすい構成となっているか。**

記者会見の席上や、メディアからの電話での問い合わせに回答する際には、素早く該当する設問を見つける必要がある。このため、想定Q&Aを作成する際には、設問を項目やキーワード毎に分類し、見出しを付けるなどの工夫をする。

■ **専門用語や略語を避けているか。**

記者会見や電話での問い合わせ対応等、口頭での回答が主となるため、回答文は、専門用語や略語を避け、できるだけ平易な用語、表現を用いる。

表 II-7 想定問答集作成の際のチェックリスト

チェック項目		評価
① 想定される質問を網羅できているか (各2点)	小計	/14
■ プレスリリースに盛り込むことができなかった詳細情報		
■ プレスリリースを読んだ場合に新たに生じる疑問点		
■ 専門用語、知識に関する解説		
■ 海外事例、過去事例との比較		
■ 他の発表者（事業者・他省庁等）の方針や見解との相違点、および連携体制		
■ 最新の知見に関する情報と関連		
■ 世論やこれまでの報道内容との関連		
② 回答は適切か (各4点)	小計	/8
■ 「言えること」と「言えないこと」が明確に区別されているか		
■ 主文の内容と矛盾していないか		
③ わかりやすくまとめられているか (各2点)	小計	/4
■ 設問がキーワード、項目ごとに分類され、会見時も質問がつけやすい構成となっているか		
■ 専門用語や略語を避けているか		
合計		/26点

III. まとめ及び今後の課題

本調査では、「BSE 国内」、「BSE 輸入」を例に食品の安全性に関する情報をマスメディアを含む国民に正確かつわかりやすく効果的に提供するため、情報発信に用いる資料作成上の留意点を整理・分析し手法を取りまとめた。

資料作成時のポイントの整理として、ステークホルダー分析を行い、これに基づいて模擬資料を作成した。さらに、ヒアリングやグループインタビューによってわかりやすさを検証の上、模擬資料を改善した。最後に、これら一連の作業において抽出された資料作成の留意点をチェックリストとしてまとめ、資料を採点比較できるようにした。

プレスリリース及び Q&A については、わかりやすさの検証として、テレビと新聞の記者にそれぞれヒアリングを行ったが、いずれのテーマにおいても、レクチャー付きの発表であることが当然との認識であった。今後は、資料をわかりやすく改善するのは当然のこととして、記者発表の方法についても合わせて検討を行う必要がある。また、新聞記者からは他省庁の作成資料を例に、サマリーと呼ばれる調査結果の解説付きの概要資料を要求する意見も聞かれた。今回はサマリーではなく、プレスリリース 1 枚に結論を記載する方式をとったが、今後はサマリーの位置づけの資料の導入も検討の余地がある。

また、意見交換会の資料については、グループインタビューで、資料作成時には気づかなかった、誤解を生む記述が複数発見できた。実際の意見交換会の資料作成時においても、作成者同士のチェックには限界があり、事前に第三者にチェックをしてもらうことで、資料が改善される可能性がある。したがって、資料を講演等で使う前には、必ず第三者の事前チェックを経るようにすると良い。

今回 3 種類の資料を具体的なテーマに基づいて作成したが、そのテーマ特有の事情により今回のチェックリストでは把握できていない点や、より重要視すべき点が残っている可能性がある。したがって、今後は、資料を作成しながら、さらにチェックリストを見直し、充実させていくことが必要と考える。